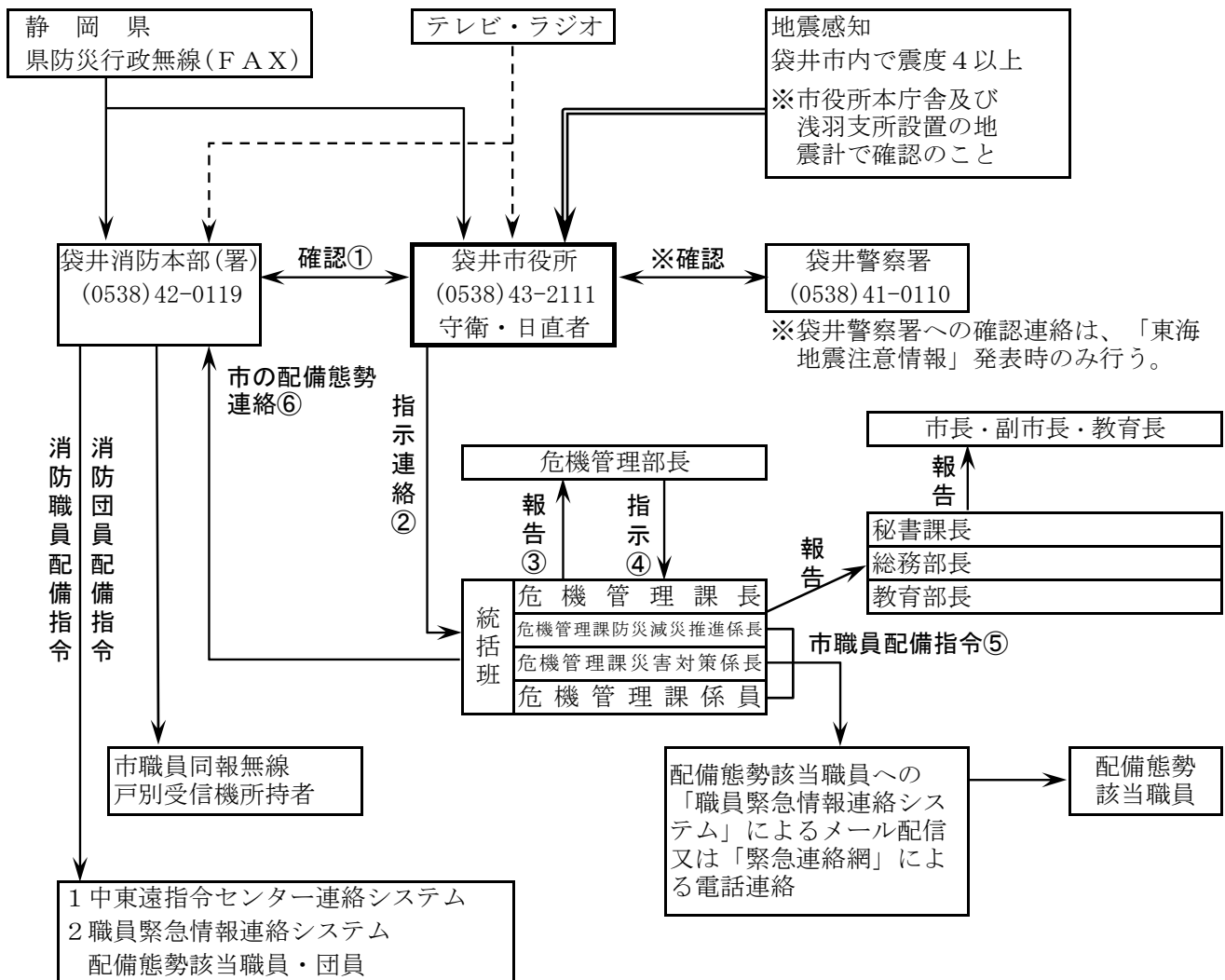


資料3-1-2 職員配備(動員)連絡体系《勤務時間外》



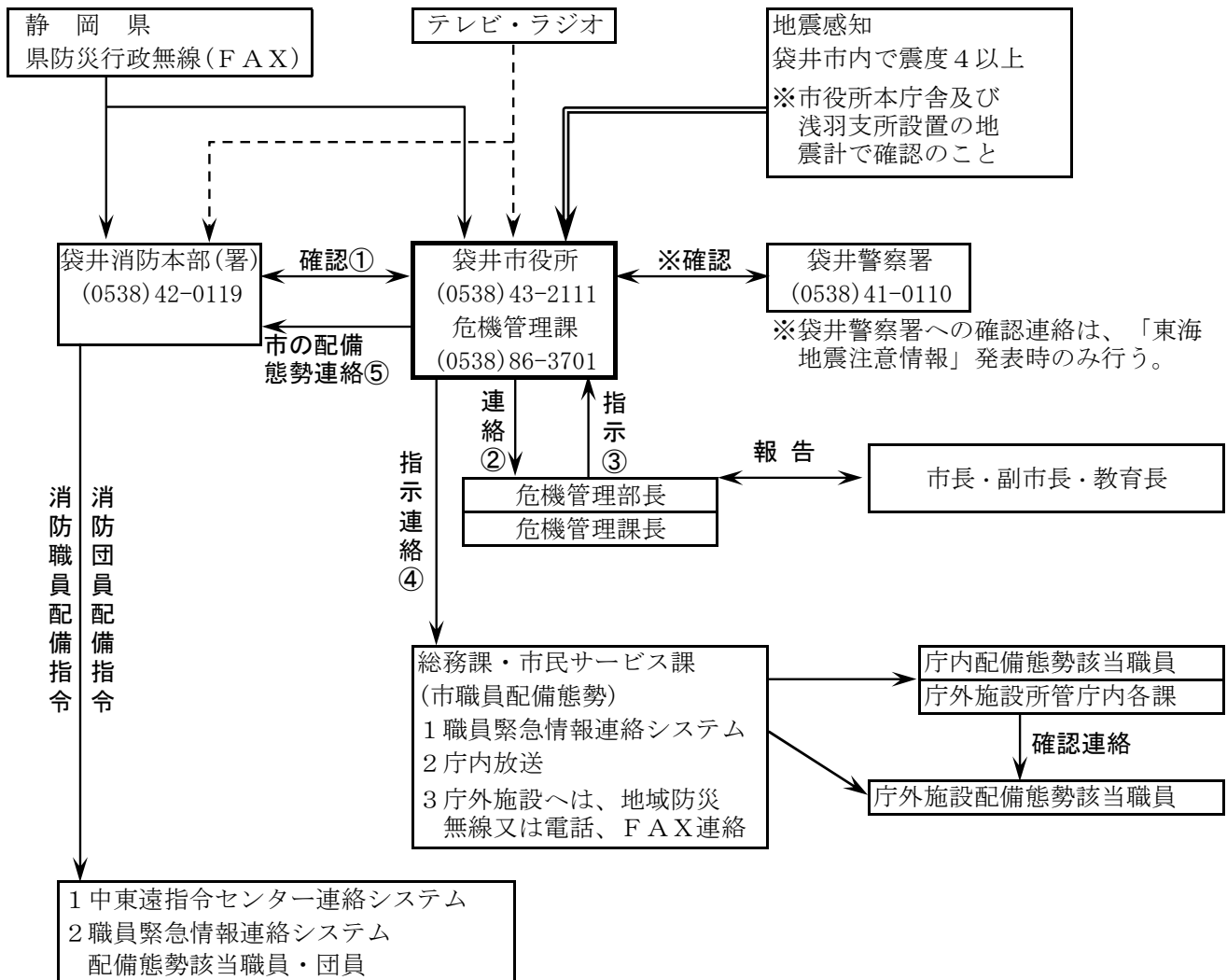
※市職員の配備態勢は、「袋井市地震災害警戒（災害対策）本部 編成表」による。

(注1) 祝休日・勤務時間外に、知事の動員命令を受信したときは、警戒配備人員を確保するため、統括班職員を非常招集する。

(注2) 祝休日・勤務時間外に袋井市において震度4以上の地震を観測したとき又は「南海トラフ地震臨時情報」が発表された時は、全職員は本部又は支部へ直行する。ただし大津波警報のみの発表時は、浅羽西・浅羽東・浅羽南以外の支部長、副支部長については本庁に参集する。

※消防職員及び消防団員等の配備態勢は、袋井市森町広域行政組合の「大規模災害消防計画」による。

資料3-1-3 職員配備(動員)連絡体系《勤務時間内》



※市職員の配備態勢は、「袋井市地震災害警戒（災害対策）本部 編成表」による。

(注1) 勤務時間内に、袋井市において震度4以上の地震を観測した場合、危機管理部長及び危機管理課長は、震度等により被害を予測し、通常業務を必要最小限の職員で継続するかどうかを協議し、その結果を市長に報告するとともに、職員の配備態勢の指示を行う。

(注2) 勤務時間内に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、必要最小限の職員で通常業務を行う。

※消防職員及び消防団員等の配備態勢は、袋井市森町広域行政組合の「大規模災害消防計画」による。

資料3-2-1 袋井市無線施設の現況

(令和8年4月1日現在)

1 防災行政無線

(1) 固定系

- ア こうほうふくろい(同時通報用無線 15K0 D7W 60.485MHz 5W ※170度方向2.5W・330度方向2.5W)
- (ア) 親局 1台(袋井市防災センター)
- (イ) 遠隔制御装置 4台(本庁1台、消防本部1台、浅羽支所1台、中東遠消防指令センター1台)
- (ウ) 再送信子局 4局(親局向け2式、再送信配下子局向け2式)
- (エ) 屋外拡声子局(アンサーバック:有) 79局
- (オ) 屋外拡声子局(アンサーバック:無) 142局
- (カ) 戸別受信機 695台

2 デジタル移動通信システム

(1) 基地局 1局(豊沢)

- ア 基地局無線装置 1式
- イ 非常電源装置 1式

(2) 統制局(袋井市防災センター)

- ア 統制局無線装置(無線装置、制御装置、FWA無線送信装置) 1式
- イ 統制台・副統制台 1式
- ウ 運用管理装置(自動通信記録装置、ファクシミリ、メッセージ伝送装置) 1式
- エ 非常電源装置 1式
- オ 遠隔制御装置 6台

(3) 移動局 306局(半固定型 135台、車携帯型 58台、車載型 30台、携帯型 83台)

3 消防無線

- ・活動波2 活動波6
- ・主運用波1
- ・統制波1 統制波2 統制波3
- ・防災相互波 158.35 MHz
- ・署活動波 466.5 MHz

(1) 遠隔制御器 1局(ふくろいしょうぼう)

(2) 移動局

- ア 車載型 50局(消防本部(署)22局、消防団本部2局、消防団26局)
- イ 携帯型 68局(消防本部(署)18局、消防団本部34局、消防団16局)
- ウ 卓上型 3局(消防本部(署)3局)
- エ 可搬型 3局(消防本部(署)3局)

4 静岡県防災行政無線（子局）

防災袋井市

本庁 電話 衛星8（地上5）-261-9000 危機管理課
電話 衛星8（地上5）-261-9001 同上
FAX 衛星8（地上5）-261-8001 同上

5 携帯型無線機

災害ボランティア支援本部

5台（アイコムデジタル無線：5w）

6 アマチュア無線局

袋井市アマチュア無線クラブ（J A 2 Y U D） ※災害時に袋井市防災センター内に開設

7 衛星電話

- ・衛星携帯電話（イリジウム）（着信） 001-010-8816-514-69965
- ・衛星可搬端末（ワイドスターⅡ）（着信） 080-2632-8234

【非常用電源装置】

機 器			稼働時間	内 容
市役所本庁舎			4 6 h ～ 7 3 h	灯油(490 ^{リットル} ＋地下タンク5, 000 ^{リットル}) 7 5 ^{リットル} ／h ※地下タンクは、最小3, 490 ^{リットル} ～最大5, 490 ^{リットル} の備蓄
東分庁舎（コスモス館）			1 0 h	発電機（5. 5kVA）2 台：エレクピース接続用 発電機タンク満タン（17 ^{リットル} ）で5 h稼働 ガソリン40 ^{リットル} 備蓄
浅羽支所			1 7 h	軽油（1 0 0 ^{リットル} ＋予備タンク1 0 0 ^{リットル} ）1 1 . 7 ^{リットル} ／h
袋井消防庁舎・袋井市防災センター			7 2 h	軽油（950 ^{リットル} ＋地下タンク6, 000 ^{リットル} ）
防災行政無線 （固定系） 〔同報無線〕	袋井局	親局	2 0 h	5分動作、5 5分待受
		子局	4 8 h	5分動作、5 5分待受
	浅羽局	親局	2 0 h	5分動作、5 5分待受
		子局	4 8 h	5分動作、5 5分待受（2 4 V） ※1 2 Vは、1 7 h
デジタル移動通信システム （地域防災無線）	統制卓	0. 5 h	直流電源装置（4 8 V，1 3 . 8 V同様）	
	中継局	0. 5 h	直流電源装置（4 8 V）	
		2 4 h	燃料1 9 5 ^{リットル} 満タンより	
	リモコン	2 0 h	1 0秒送信、1 0秒受信、1 8 0秒待受	
	半固定型	2 0 h	1 0秒送信、1 0秒受信、1 8 0秒待受	
	携帯型	2 0 h	1 0秒送信、1 0秒受信、1 8 0秒待受	

資料3-2-2 デジタル地域防災無線(遠隔制御装置)配置状況表

部名	班名	係名	設置無線装置 種類 (無線番号)		
			半固定型・リモコンほか	携帯型	充電器
危機管理部	統括班	統括係	統制卓(100)FAX有	携帯型(15台)河川水位観測者用	6
総務部	総務班	連絡調整係			1
		動員係			
		受援対応係			
	秘書班	渉外係		携帯型(2台) (623)市長用 (624)副市長用	1
	支援対応班	支援対応係			1
	地域支援班	地域支援係	半固定型(3台) (150)FAX有、(157)FAX有 (158)		
企画部	広報班	広報係			1
	物資調達班	物資調達係			1
	外国人支援班	外国人支援係			
	情報班	情報係	半固定型(1台) ※ポータブル統制機能付 (120)FAX有 遠隔制御装置(1台) (110)		1
財政部	経理財政班	経理財政係	半固定型(1台)(128)		3
		管財係			
	調査班	調査係	半固定型(1台)(123)	携帯型(1台)(602)	3
災害対策本部			副統制台(102) 遠隔制御装置(2台) (108)(109)		
総合健康部	医療救護班	救護所運営係	半固定型(1台) 浅羽保健センター (304)FAX有	携帯型(10台)※2保健センター分含む 7救護所分含む 携帯型(1台)(603)	1
				総合健康センター(604)	1
				浅羽保健センター(605)	1
				救護所(高南小)(606)	
				救護所(袋井西小)(607)	
				救護所(袋井北小)(608)	
				救護所(袋井東小)(609)	
				救護所(山名コミュニティセンター)(610)	
				救護所(浅羽北コミュニティセンター)(606)	
				救護所(浅羽南小)(612)	
		連携係	半固定型(1台) 総合健康センター (302)FAX有	PBXアダプタ ※内線電話との接続	
市民生活部	市民班	市民係	半固定型(1台)(122)	携帯型(1台)(613)	2
	福祉班	生活支援係	半固定型(1台)(121)	携帯型(2台)(614)(616)	2
		要配慮者支援係		携帯型(1台)(615)	1
こども若者家庭部	こども支援班	こども支援係	半固定型(1台)(303)FAX有		
産業部	農政班	農政係	半固定型(1台)(127)	携帯型(1台)(617)	3
	商工班	商工係	観光振興係(観光協会内) 半固定型(1台)(530)	携帯型(1台)(619)	2
スポーツ文化観光部	スポーツ文化観光班	施設係			
環境水道部	環境衛生班	環境衛生係	半固定型(1台)(124)	携帯型(1台)(620)	1
	上水道班	上水道係	半固定型(1台)(151)FAX有	携帯型(2台)(626)(627)	4
	下水道班	下水道係	半固定型(1台)(152)FAX有	携帯型(1台)(628)	2

部名	班名	係名	設置無線装置 種類 (無線番号)		
			半固定型・リモコンほか	携帯型	充電器
都市建設部	建築住宅班	建築住宅係		携帯型(1台) (621)	1
	建設班	復旧係	半固定型(2台) 《維持管理課》(125)	携帯型(1台) (622) (544)	11
		資材係	《都市計画課》(126)	携帯型(1台) (625)	
教育部	学校教育班	学校教育係	半固定型(1台) 《学校教育課》 (155)FAX有 遠隔制御装置(1台) (107)	携帯型(1台) (629)	1
			半固定型(1台) 《教育保育課》 (156)FAX有 遠隔制御装置(1台) (105)		
	教育総務班	総務係	半固定型(1台) (153)FAX有	携帯型(1台) (630)	1
支部	19支部		半固定型(各1台)FAX付	携帯型(各1台)+水位観測兼務用 ※水位観測兼用無線機は、常時は、 危機管理課で管理します。	
		駅前支部	袋井図書館 (200)FAX有	携帯型 (631)	1
		高尾支部	袋井南小学校 (202)FAX有	携帯型 (632)	1
		高南支部	高南小学校 (205)FAX有	携帯型 (633)	1
		豊沢愛野支部	袋井南中学校 (212)FAX有	携帯型 (634)	1
		袋井支部	袋井中学校 (216)FAX有	携帯型 (635)	1
		川井支部	袋井西小学校 (218)FAX有	携帯型 (636)	1
		袋井北支部	袋井北小学校 (222)FAX有	携帯型 (638) 水位観測兼用[堀越橋] (639)	1
		袋井東支部	袋井東小学校 (227)FAX有	携帯型 (640)	1
		今井支部	今井小学校 (230)FAX有	携帯型 (641) 水位観測兼用[六才橋] (642)	1
		田原支部	田原幼稚園 (220)FAX有	携帯型 (643) (644)	1
		三川支部	三川コミュニティセンター (234)FAX有	携帯型 (645) 水位観測兼用[明治、友永橋] (646)	1
		笠原支部	笠原小学校 (237)FAX有	携帯型 (647) 水位観測兼用[宮野橋] (648)	1
		上山梨支部	山名コミュニティセンター (250)FAX有	携帯型 (649) 水位観測兼用[板築橋] (650)	1
		下山梨支部	周南中学校 (253)FAX有	携帯型 (651) (652)	1
		宇刈支部	山名小学校 (254)FAX有	携帯型 (653) 水位観測兼用[松ヶ下橋] (654)	1
		浅羽北支部	浅羽北コミュニティセンター (256)FAX有	携帯型 (655) (656)	1
		浅羽西支部	浅羽西コミュニティセンター (262)FAX有	携帯型 (657) 水位観測兼用[二瀬橋] (660)	1
		浅羽東支部	浅羽東コミュニティセンター (264)FAX有	携帯型 (658) (659)	1
		浅羽南支部	浅羽南小学校 (300)FAX有	携帯型 (661) (662)	2
警備部			半固定型(2台) 袋井消防署 (305)FAX有 浅羽分署 (306)FAX有 P B Xアダプタ ※内線電話との接続		
消防団				携帯型(2台) ・袋井方面隊長 (600) ・浅羽方面隊長 (601)	1

資料3-2-3 デジタル地域防災無線配置状況表(市関係施設)

	施設名	デジタル地域防災無線		備考		施設名	デジタル地域防災無線		備考
		半固定型 ・リモコン	携帯型				半固定型 ・リモコン	携帯型	
1	宇刈いきいきセンター	255							
2	総合健康センター	302 (FAX有)	604		48	高南小学校	205 (FAX有)	633	高南支部
3	浅羽保健センター	304 (FAX有)	605					606	袋井南救護所
4	子ども早期療育支援センター	303					272		避難所
5	中東遠総合医療センター	334		災害拠点病院・救護病院	49	浅羽東小学校	257 (FAX有)		
6	袋井B & G 海洋センター		670		50	浅羽南小学校	300 (FAX有)	661・662	浅羽南支部
7	袋井体育センター	207						612	浅羽南救護所
8	浅羽体育センター	316			51	浅羽北小学校	280		避難所
9	さわやかアリーナ	317					259 (FAX有)		
10	風見の丘	266			52	袋井中学校	216 (FAX有)	635	袋井支部
11	岡崎会館	241					277		避難所
12	養護老人ホーム可睡寮	319			53	周南中学校	253 (FAX有)	651・652	下山梨支部
13	旧医師住宅		675				279		避難所
14	笠原老人福祉センター		674		53	袋井南中学校	212 (FAX有)	634	豊愛支部
15	商業観光課観光振興室 (袋井市観光協会内)	530					278		避難所
16	サンライフ袋井	208			55	浅羽中学校	261 (FAX有)		
17	田原農村総合管理センター	221			56	袋井図書館	200 (FAX有)	631	駅前支部
18	メロープラザ	265			57	浅羽図書館	313		
19	袋井浄化センター	310			58	袋井東コミュニティセンター	229		
20	袋井学校給食センター	311			59	袋井西コミュニティセンター	217		
21	浅羽学校給食センター	312			60	袋井南コミュニティセンター	201		
22	中部学校給食センター	337			61	豊沢コミュニティセンター	283		
23	中央子育て支援センター		673		62	袋井北コミュニティセンター	224		
24	笠原児童館		672		63	今井コミュニティセンター	231		
25	袋井東幼稚園	228 (FAX有)			64	三川コミュニティセンター	236		
26	袋井西幼稚園	219 (FAX有)			65	笠原コミュニティセンター	230 (FAX有)	641	三川支部
27	田原幼稚園	220 (FAX有)	643・644	田原支部			238		
		267		避難所	66	山名コミュニティセンター	250 (FAX有)	649	上山梨支部
28	旧袋井南幼稚園	203 (FAX有)						610	山梨救護所
29	若草こども園	223 (FAX有)					281		避難所
30	今井幼稚園	232 (FAX有)			67	高南コミュニティセンター	206		
31	三川幼稚園	235 (FAX有)			68	浅羽東コミュニティセンター	264 (FAX有)	658・659	浅羽東支部
32	笠原こども園	239 (FAX有)			69	浅羽西コミュニティセンター	262 (FAX有)	657	浅羽西支部
33	山梨こども園	251 (FAX有)			70	浅羽南コミュニティセンター	315		
34	子育てセンターにじいろ	210 (FAX有)					256 (FAX有)	655・656	浅羽北支部
35	若葉こども園	225 (FAX有)			71	浅羽北コミュニティセンター		611	浅羽北救護所
36	浅羽東こども園	258 (FAX有)					282		避難所
37	浅羽西幼稚園	263 (FAX有)			72	月見の里学遊館	252		
38	浅羽南幼稚園	301 (FAX有)			73	袋井市森町広域行政組合 事務局(中遠クリーンセンター)	307		
39	浅羽北幼稚園	260 (FAX有)			74	袋井衛生センター	308		
					75	中遠聖苑	309		
40	袋井東小学校	227 (FAX有)	640	袋井東支部	76	袋井消防署	305 (FAX有)		
			609	袋井東救護所	77	袋井消防署浅羽分署	306 (FAX有)		
		268		避難所	78	袋井消防署山梨分遣署	323		
41	袋井西小学校	218 (FAX有)	636	川井支部	79	袋井市消防団本部(方面隊長)		600・601	
			607	袋井西救護所	80	東海アクシス看護専門学校	211		
		269		避難所					
42	袋井南小学校	202 (FAX有)	632	高尾支部			637 (鉄開橋)		
		270		避難所			639 (堀越橋)		
43	袋井北小学校	222 (FAX有)	638	袋井北支部			642 (六才橋)		
			608	袋井北救護所			646 (明治橋、友永橋)		
		271		避難所			648 (宮野橋)		
44	今井小学校	230	641	今井支部			650 (板築橋)		
		273		避難所	81	袋井市役所 危機管理課	654 (松ヶ下橋)		
45	三川小学校	234 (FAX有)	645	三川支部			660 (二瀬東橋)		
		274		避難所			663 (延久橋)		
46	笠原小学校	237 (FAX有)	647	笠原支部			664 (高塚橋)		
		275		避難所			665 (沖之川橋)		
47	山名小学校	254 (FAX有)	653	宇刈支部			666 (同心橋)		
		276		避難所			667 (広愛大橋)		
							668 (諸井橋)		
							669 (上田橋)		

資料3-2-4 市所有車両一覧表、デジタル地域防災無線配置状況表(車載無線)

令和8年4月1日現在

所管課	登録番号	車名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	備考	
協働まちづくり課	480 な 1145	スズキ エブリィ	07軽貨物	516		2(4)		
市民サービス課	50 よ 2610	ダイハツ ムーブ	06軽乗用	(519)		4		
市民サービス課	480 う 9868	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物	(529)		2(4)		
危機管理課	480 て 3780	ダイハツ N-VAN	05小型貨物			4		
危機管理課	880 あ 869	ダイハツ ハイゼットカーゴ	08特殊自動車	420	○	4	消防団車両	消防指令車
危機管理課	830 さ 71	トヨタ アルファード	08特殊自動車	400	○	8	消防団車両	消防指令車
危機管理課	802 に 1	イスズ ホンパ車	08特殊自動車	401	○	6	消防団車両	袋井1分団
危機管理課	800 の 2	イスズ ホンパ車	08特殊自動車	402	○	6	消防団車両	袋井2分団
危機管理課	800 ん 3	イスズ ホンパ車	08特殊自動車	403	○	6	消防団車両	袋井3分団
危機管理課	800 せ 3	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	419	○	8	消防団車両	袋井3分団
危機管理課	830 は 4	トヨタ ホンパ車	08特殊自動車	404	○	6	消防団車両	袋井4分団
危機管理課	800 そ 5	イスズ ホンパ車	08特殊自動車	405	○	6	消防団車両	袋井5分団
危機管理課	830 つ 6	イスズ ポンパ車	08特殊自動車	406	○	6	消防団車両	袋井6分団
危機管理課	800 は 7	イスズ セキサイシャ	08特殊自動車	417	○	8	消防団車両	袋井7分団
危機管理課	800 つ 7	イスズ ホンパ車	08特殊自動車	407	○	8	消防団車両	袋井7分団
危機管理課	801 せ 8	イスズ セキサイシャ	08特殊自動車	418	○	8	消防団車両	袋井8分団
危機管理課	800 ほ 8	イスズ ホンパ車	08特殊自動車	408	○	6	消防団車両	袋井8分団
危機管理課	830 に 9	イスズ ホンパ車	08特殊自動車	409	○	6	消防団車両	袋井9分団
危機管理課	830 ね 10	イスズ ポンパ車	08特殊自動車	410	○	6	消防団車両	袋井10分団
危機管理課	830 は 10	イスズ セキサイシャ	08特殊自動車		○	8	消防団車両	袋井10分団
危機管理課	830 な 11	イスズ ポンパ車	08特殊自動車	411	○	6	消防団車両	浅羽1分団
危機管理課	88 ろ 8698	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	421	○	8	消防団車両	浅羽1分団
危機管理課	88 ろ 9428	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	422	○	8	消防団車両	浅羽2分団
危機管理課	830 は 12	イスズ ポンパ車	08特殊自動車	412	○	5	消防団車両	浅羽2分団
危機管理課	88 ろ 7746	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	423	○	8	消防団車両	浅羽3分団
危機管理課	830 と 13	イスズ ポンパ車	08特殊自動車	413	○	6	消防団車両	浅羽3分団
危機管理課	800 す 8997	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	424	○	8	消防団車両	浅羽4分団
危機管理課	830 ね 14	トヨタ ポンパ車	08特殊自動車	414	○	6	消防団車両	浅羽4分団
危機管理課	88 ろ 8699	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	426	○	8	消防団車両	浅羽5分団
危機管理課	830 と 15	イスズ ポンパ車	08特殊自動車	415	○	5	消防団車両	浅羽5分団
危機管理課	830 せ 16	イスズ ポンパ車	08特殊自動車	416	○	5	消防団車両	浅羽5分団
企画政策課	480 て 8400	スズキ エブリィ	06軽乗用			4		
財政課	88 ろ 5527	イスズ エルフ	08特殊自動車			3		塵芥車
財政課	200 は 272	ヒノ メルファ	01自家用乗合	502		41		
財政課	200 さ 123	トヨタ コースター	01自家用乗合	503		29		
財政課	502 ち 8224	トヨタ アクア	04小型乗用	517		5		
財政課	480 て 8671	ホンダ N-VAN	07軽貨物			2(4)		
財政課	301 と 6177	トヨタ クラウン	02普通乗用			5		市長車
財政課	502 も 2028	トヨタ シエンタ	04小型乗用	506		7		
財政課	501 の 7981	トヨタ ノア	04小型乗用	427	○	8		
財政課	480 こ 9095	スズキ エブリィ	07軽貨物	513		2(4)		
財政課	580 や 7053	ダイハツ ミライース	06軽乗用			4		

所管課	登録番号	車 名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	備 考	
財政課	581 う 7123	スズキ アルトエコ	06軽乗用	520		4		
財政課	502 せ 636	ニッサン ウイングロード	04小型乗用	523		4		
財政課	582 か 4029	ニッサン サクラ	06軽乗用			4		
財政課	580 ひ 2682	スズキ アルトF	06軽乗用	522		4		
財政課	580 ま 8204	ダイハツ ミライース	06軽乗用	544		4		
財政課	581 く 5980	ホンダ N-BOX	06軽乗用			4		
財政課	580 や 1099	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	480 せ 928	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)		
財政課	480 せ 831	スズキ エブリィ	07軽貨物	(509)		2(4)		※1
財政課	502 と 6983	トヨタ アクア	04小型乗用					副市長優先車
財政課	301 も 9510	日産 リーフ	02普通乗用			5	給電車両	※2
財政課	301 ね 7021	トヨタ ハイエース	02普通乗用			10		
財政課	502 の 5820	ニッサン セレナ	04小型乗用			8		
財政課	502 め 6394	トヨタ カローラフィルダー	04小型乗用			5		
財政課	502 と 7529	トヨタ カローラフィルダー	04小型乗用			5		
財政課	581 さ 5470	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	581 は 2798	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	581 た 9087	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	301 も 9511	日産 リーフ	02普通乗用			5	給電車両	※2
財政課	581 ま 2862	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	301 も 9508	日産 リーフ	02普通乗用			5	給電車両	※2
財政課	502 に 1878	トヨタ カローラフィルダー	04小型乗用			5		
財政課	400 て 964	ニッサン バネット	05小型貨物	556		5		
財政課	581 あ 1926	ホンダ N-BOX	06軽乗用	518		4		
財政課	582 く 5945	スズキ ジムニー	06軽乗用			4		
財政課	582 く 5946	スズキ ジムニー	06軽乗用			4		
課税課	580 ね 863	スズキ ワゴンR	06軽乗用	[511]		4		
課税課	580 ね 862	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4		
納税課	501 ゆ 9616	ニッサン キューブ	04小型乗用	515		5		
納税課	501 め 8029	トヨタ ヴィッツ	04小型乗用			5		
健康未来課	502 て 6592	トヨタ ヴィッツ	04小型乗用			5		
健康未来課	582 え 6570	スズキ スペーシア	06軽乗用			4		
保健予防課	502 も 3779	スズキ ソリオ	02普通乗用			5		
保健予防課	480 つ 9135	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2(4)		
保健予防課	580 は 7887	スズキ アルト	06軽乗用			4		
保健予防課	580 め 5514	スズキ アルト	06軽乗用			4		
保健予防課	480 せ 326	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2(4)		
健康長寿課	580 は 746	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4		
健康長寿課	580 ふ 2382	ダイハツ タントスローパー	06軽乗用			4		
健康長寿課	880 あ 500	ダイハツ タントスローパー	06軽乗用					車椅子仕様
健康長寿課	480 せ 7420	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)		
健康長寿課	301 さ 5774	トヨタ ハイエースワゴン	02普通乗用			10		
健康長寿課	301 さ 4737	日産 キャラバンコーチ	02普通乗用			10		
健康長寿課	582 き 5670	スズキ スペーシア	06軽乗用			4		
健康長寿課	480 な 9737	スズキ エブリィ	07軽貨物			4		

所管課	登録番号	車 名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	備 考	
保険課	581 て 7776	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4		
しあわせ推進課	800 す 577	ニッサン キャラバン	08特殊自動車					身障者用
しあわせ推進課	581 き 9563	スズキ アルト	06軽乗用	528		4		
こども支援課	580 の 7382	ダイハツ タント	06軽乗用			4		
こども支援課	581 き 4434	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4		
こども支援課	581 い 5063	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4		
こども支援課	480 さ 824	スズキ エブリイ	07軽貨物			2(4)		
産業未来課	400 せ 4530	トヨタ スプリンターバン	05小型貨物			2(5)		
文化観光交流課	501 ひ 4901	ホンダ フィット	04小型乗用	(530)		5		観光案内所
農政課	480 さ 8528	スズキ エブリイ	07軽貨物	527		2(4)		4WD
農政課	331 や 2961	トヨタ ハイエース	02普通乗用			10		
農政課	480 た 8095	スズキ エブリイ	07軽貨物	507		2(4)		
農政課	480 な 5518	ホンダ N-VAN	07軽貨物			2(4)		4WD
環境・リサイクル推進課	480 す 6841	スズキ キャリー	07軽貨物			2		リフター付き・現在無線なし
環境・リサイクル推進課	480 く 5645	スズキ キャリー	07軽貨物			2		リフター付き・現在無線なし
水道課	0 る 1197	コマツ ホールローダー	09大型特殊			1		
水道課	480 な 1047	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物	(547)	○	2(4)		
水道課	301 る 7838	スズキ エスクード	02普通乗用	(551)		5		
水道課	800 す 8615	イスズ エルフ	08特殊自動車		○	2		給水車
水道課	480 つ 552	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物		○	2		
水道課	400 と 830	イスズ エルフダンプ	08特殊自動車			3		
水道課	480 せ 629	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物			2		
水道課	581 す 666	スズキ ジムニー	06軽乗用		○	4		
水道課	581 た 6284	スズキ スペーシア	06軽乗用			4		
水道課	480 て 326	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物			2		
下水道課	480 と 407	スズキ エブリイ	07軽貨物	(553)		4		
下水道課	480 か 701	スズキ エブリイ	07軽貨物	(552)		4		
下水道課	580 ん 6296	スズキ パレット	06軽乗用			4		下水道 設置履歴無
下水道課	480 か 8209	スズキ キャリー	07軽貨物			2		下水道 設置履歴無
建築住宅課	580 さ 4289	ダイハツ ムーブ	06軽乗用	(532)		4		
都市整備課	480 ち 3221	ホンダ N-BAN	07軽貨物	[545]		4		
都市整備課	502 ま 5989	トヨタ ヤリス	04小型乗用	(534)		5		
土木防災課	480 か 8319	スズキ エブリイ	07軽貨物	(535)		2(4)		
維持管理課	480 こ 486	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2		
維持管理課	480 こ 6511	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物	541		2		
維持管理課	0 る 1069	コマツ ショベルローダー	09大型特殊			1		現場配置
維持管理課	100 す 8585	イスズ エルフダンプ	03普通貨物			3		
維持管理課	100 す 8258	イスズ エルフハイキャブ	03普通貨物	536		3		
維持管理課	57666	ヤンマー バックハウ	10小型特殊			1		現場配置
維持管理課	61191	ヤンマー ショベル草刈機	10小型特殊			1		現場配置
維持管理課	100 せ 3786	イスズ エルフワイド	03普通貨物			3		
維持管理課	11 せ 8209	ヒノ ダンプ(4t)	03普通貨物			3		
維持管理課	400 と 7038	ニッサン デュトロ(3t)	05小型貨物			3		
維持管理課	480 き 9791	スズキ エブリイ	07軽貨物	538		2(4)		
維持管理課	480 き 1668	ホンダ アクティ	07軽貨物	543		4		

所管課	登録番号		車 名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	備 考	
維持管理課	880	あ 688	スズキ ジムニー	08特殊自動車	429	○	4		道路パトカー
維持管理課	800	す 9674	トヨタ プロボックス	08特殊自動車	428	○	5		
維持管理課		11248	ハンマーナイフモア	10小型特殊			1		現場配置
維持管理課		61251	酒井重工業 振動ローラー	10小型特殊			1		現場配置
維持管理課	480	う 6841	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物		○	2(4)		
維持管理課	502	そ 3773	ニッサン キューブ	04小型乗用	542		5		
維持管理課	400	に 9031	トヨタタウンエース	05小型貨物			2		
維持管理課	72423	A 10238	ゼノア乗用芝刈機	10小型特殊			1		
教育企画課	41	さ 6298	ホンダ アクティ	07軽貨物			2(4)		周南中
教育企画課	480	き 1231	スズキ キャリー	07軽貨物			2		袋井南中
教育企画課	480	き 9764	スズキ キャリー	07軽貨物			2		袋井中
教育企画課	480	け 382	ダイハツ ハイゼット	07軽貨物			2		浅羽中
教育企画課	301	せ 5503	トヨタ プリウス(銀)	02普通乗用	558		5		教育長車
教育企画課	580	ひ 4552	スズキ ワゴンR	06軽乗用	[557]		4		
教育企画課	480	け 9804	ダイハツ ハイゼット	07軽貨物			2(4)		小学校
教育企画課	480	さ 9263	ダイハツ ハイゼット	07軽貨物			2(4)		小学校
教育企画課	480	に 9451	スズキ キャリー	07軽貨物			2(4)		小学校
教育企画課	480	ち 9242	スズキ キャリー	07軽貨物			2		小学校
教育企画課	200	は 460	三菱大型観光バス	01自家用乗合			62		
教育企画課	200	さ 2160	日産マイクロバス	01自家用乗合			29		
教育企画課	200	は 476	日野大型送迎バス	01自家用乗合			50		
教育企画課	200	は 475	いすゞ大型路線バス	01自家用乗合			31(70)		
教育企画課	200	さ 2158	日産マイクロバス	01自家用乗合			29		
おいしい給食課	480	す 1870	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)		
おいしい給食課	100	す 9403	ヒノ デュトロ	03普通貨物			3		配送車
おいしい給食課	100	せ 1911	トヨタ トヨエース	03普通貨物			3		配送車
おいしい給食課	100	さ 4990	トヨタ ダイナ	03普通貨物			3		配送車
おいしい給食課	100	さ 4991	トヨタ ダイナ	03普通貨物			3		配送車
おいしい給食課	580	や 4053	ダイハツ ムーブ	06軽乗用			4		
おいしい給食課	400	て 5437	ニッサン バネットトラック	05小型貨物			3		
おいしい給食課	100	せ 2314	イスズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100	せ 2315	イスズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100	せ 2316	イスズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100	せ 2317	イスズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100	せ 2318	イスズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100	せ 2319	イスズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100	せ 2320	イスズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	480	す 340	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)		
おいしい給食課	580	と 5747	ダイハツ ミラ	06軽乗用			2(4)		
おいしい給食課	11	せ 7372	いすゞ エルフワイド3t	03普通貨物			3		
おいしい給食課	130	ふ 2525	いすゞ エルフワイド2 t	03普通貨物			3		
教育保育課	480	け 2010	スズキ キャリー	07軽貨物			2		
教育保育課	480	け 3478	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物			2		
教育保育課	580	み 1464	ダイハツ ミライース	06軽乗用			4		
教育保育課	480	け 4341	スズキ キャリー	07軽貨物			2		

所管課	登録番号	車 名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	備 考	
学校教育課	580 た 1964	スズキ ワゴンR	06軽乗用	555		4		
文化観光交流課	400 す 487	ニッサン アトラス	05小型貨物			6		
文化観光交流課	480 す 7923	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)		
生涯学習課	480 す 7529	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)		
生涯学習課	480 か 4438	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)		
議会事務局	301 な 6041	トヨタ アルファード	02普通乗用	(618)		7		議長車

※1 維持管理課執務室にて管理

※2 非常用電源として、防災拠点等へ派遣

※3 () は執務室内で管理。[] は災害対策本部(危機管理課)内にて管理

資料3-2-5 デジタル地域防災無線配置状況表(防災関係施設)

令和8年4月1日現在

No.	施設名	呼出番号
1	静岡県立袋井高等学校	213
2	静岡県立袋井商業高等学校	226
3	東海アクシス看護専門学校	211
4	静岡理工科大学	214
5	県立袋井特別支援学校	209
6	小笠山総合運動公園事務所	215
7	袋井市社会福祉協議会	318
8	袋井土木事務所	320
9	静岡県西部危機管理局	321
10	静岡県袋井警察署	322
11	J R 袋井駅	324
12	中部電力磐田営業所	325
13	袋井市建設事業協同組合	326
14	袋井市水道事業協同組合 浅羽町建設事業協同組合	327
15	中部電力掛川営業所	328
16	袋井ガス株式会社	329
17	L P ガス協会 (トヨネン)	330
18	N T T 西日本ー静岡 袋井営業所	331
19	遠州中央農業協同組合 袋井支店	332
20	静岡県トラック協会中遠支部	333
21	中東遠総合医療センター	334
22	明和苑	351
23	介護老人保健施設袋井ケアセンター	352
24	クラウンメロン支所	233
25	ヤマハ発動機(株)袋井テストコース	335
26	天理教山名大教会	336
27	みつはし医院	561
28	ふくろいマタニティクリニック	560
29	お茶畑助産院	562

資料 3 - 3 - 1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

静岡県における気象等の特別警報は次のとおりである。 (気象庁)

レベル5大雨特別警報	レベル5大雨特別警報は、台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
レベル5高潮特別警報	レベル5高潮特別警報は、台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表します。

1 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

袋井市における気象等の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準は次のとおりである。

発表官署 静岡地方気象台		令和8年5月28日現在	
袋井市	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	遠州南	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	45
		流域雨量指数基準	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数	基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は水位	3.2
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	30
		流域雨量指数基準	対象河川の格子においてレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数	レベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル4高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は水位	2.7
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	19
		土壌雨量指数基準	レベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	複合基準※1	レベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		60分雨量及び土壌雨量指数	レベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル3高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は水位	レベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表）
	暴風	平均風速	陸上 20m/s
			海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
			海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	1.5m
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	レベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	複合基準※1	レベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		60分雨量及び土壌雨量指数	レベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は水位	レベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）
	強風	平均風速	陸上 12m/s
			海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
			海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	1.1m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m
			海上 500m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%	
	なだれ	1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	低温	冬期：最低気温-4℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる洪水予報区のうち、袋井市に係する洪水予報区名及び基準観測所名		河川予報区名：太田川水系 太田川・原野谷川 基準観測所名：天方、新貝、山名	

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等版「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告して行う予報であり、危険警報とは、重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報であり、警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。
特別警報・危険警報・警報・注意報（河川氾濫に関するものを除く。）は、気象要素が本表の指標又は基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雪、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報及び濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を空白で、それぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない危険警報・警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の危険警報・警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (7) 大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の表面雨量指数の基準値は市町村等の域内において単一の値を取り、流域雨量指数の基準値は河川ごとに 1km 四方の格子毎に設定している。レベル3大雨警報土レベル2大雨注意報の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 土砂災害に関する特別警報・危険警報土・注意報の60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせの基準値は1km四方の格子毎に設定している。
- (9) 河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報は、河川予報区単位で発表する。河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の発表対象となる河川予報区のうち、当該市町村に関係する河川予報区名及び基準観測所名を示している。
- (10) 高潮に関する特別警報・危険警報の基準値に用いる潮位又は水位(※)は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
※潮位に波の打上げ高を加えた海面の高さ。高潮予報海岸に指定された海岸では、潮位と水位のいずれかの基準値に達すると予想される場合に高い方の警戒レベルの相当情報を発表する。

2 気象等の注意報並び警報の発表・切り替え・解除並びに発表細分区域

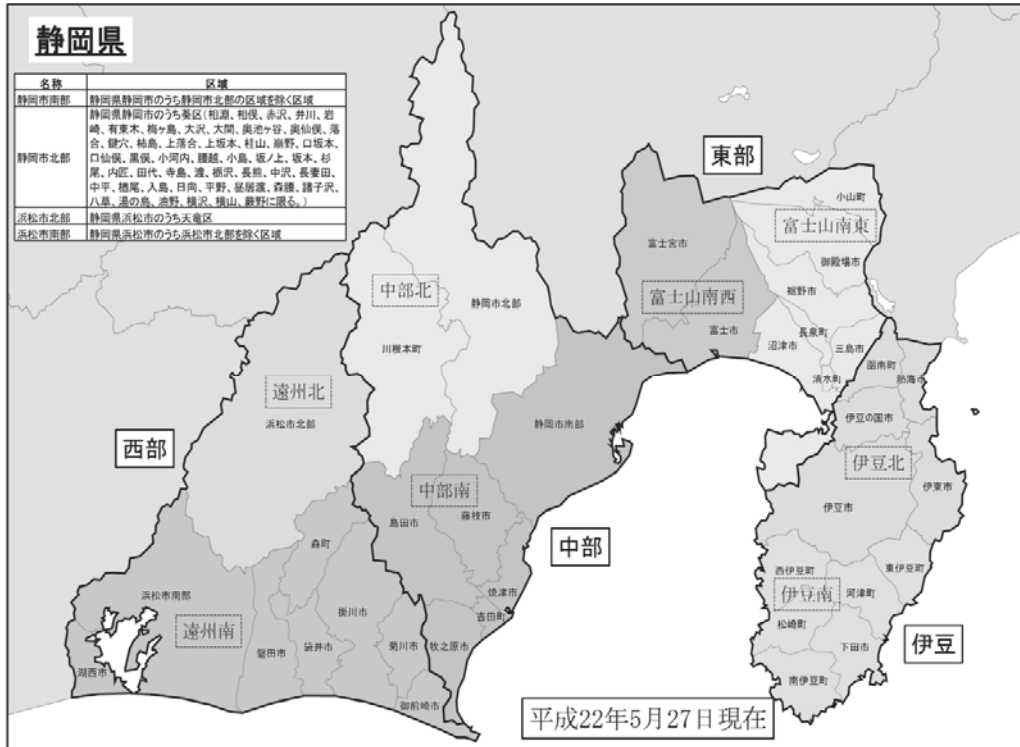
(1) 気象等の注意報・気象情報等の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報・警報の切り替え・解除

注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報又は特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

(3) 気象等の注意報・警報の発表細分区域



※テレビやラジオ放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いて、警戒が必要な地域をお知らせする場合があります。

3 水防活動用の気象等の警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

4 特定河川に対する予報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、天竜川下流、菊川、安倍川、狩野川及び大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当河川事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台の共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。

水防法第11条及び気象業務法第14条の2により、太田川水系太田川・原野谷川については静岡県袋井土木事務所と、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川については静岡県島田土木事務所と、都田川については静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。

5 水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

ア 水防情報は、県防災対策(水防)本部長(土木部河川班)。

イ 水防法第16条により国土交通大臣が指定した河川の水防警報の発表は、国土交通大臣(沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長)が行う。

ウ 知事が指定した河川の水防警報は、富士・島田・袋井及び浜松各土木事務所長が行う。

6 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに静岡地方気象台長が知事に対して通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町に通報する。

(県地域防災計画 大火災対策編 I 大火災対策計画 第2章 火災予防計画参照)

7 通信途絶時の注意報、警報等伝達経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

土砂災害警戒情報の発表

(県地域防災計画資料編Ⅱ 5-3-3より)

県砂防課及び静岡地方気象台は、大雨特別警報または大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、土砂災害警戒情報を発表する。
避難が必要な警戒レベル4に相当。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、災害対策基本法及び気象業務法に基づき、県砂防課と静岡地方気象台が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町を発表単位とし、県内35市町(37地域)を発表対象とする。
ただし、面積が広大な静岡市と浜松市については、気象二次細分区の境界線で南北に2分割して発表する。

(4) 発表する情報の内容

土砂災害警戒情報は、市町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた内容とする。(付図1参照)

(5) 対象とする土砂災害

土砂災害警戒情報は、土石流及び集中的に発生するがけ崩れを対象とする。ただし、土石流のうち、融雪を起因として発生する土石流は対象としない。

(6) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

1) 警戒基準

警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて付図2で示す基準に達したときとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

2) 警戒解除基準

警戒解除基準は、付図2で示す基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

3) 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」、別紙2「土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて」に基づき、暫定基準を設定するものとする。

(7) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

・土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということに留意する。

・技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

・市町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考とし、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も考慮する。

(8) 市町地域防災計画への位置付け

市町は、市町地域防災計画に土砂災害警戒情報について定め、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

付図 1 土砂災害警戒情報発表 (例)

静岡県土砂災害警戒情報 第〇号

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

静岡県 静岡地方气象台 共同発表

【警戒対象地域】

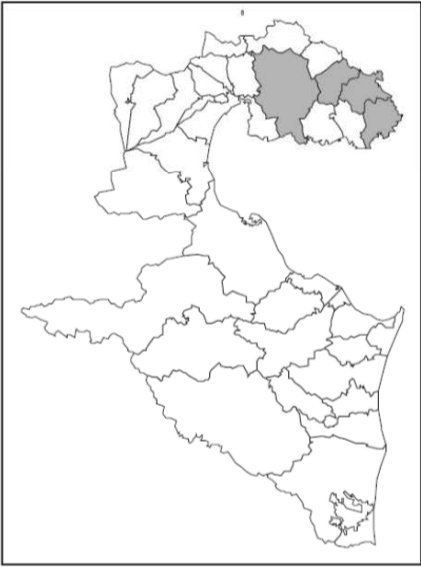
〇〇市* 〇〇市* ××市* △△△町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

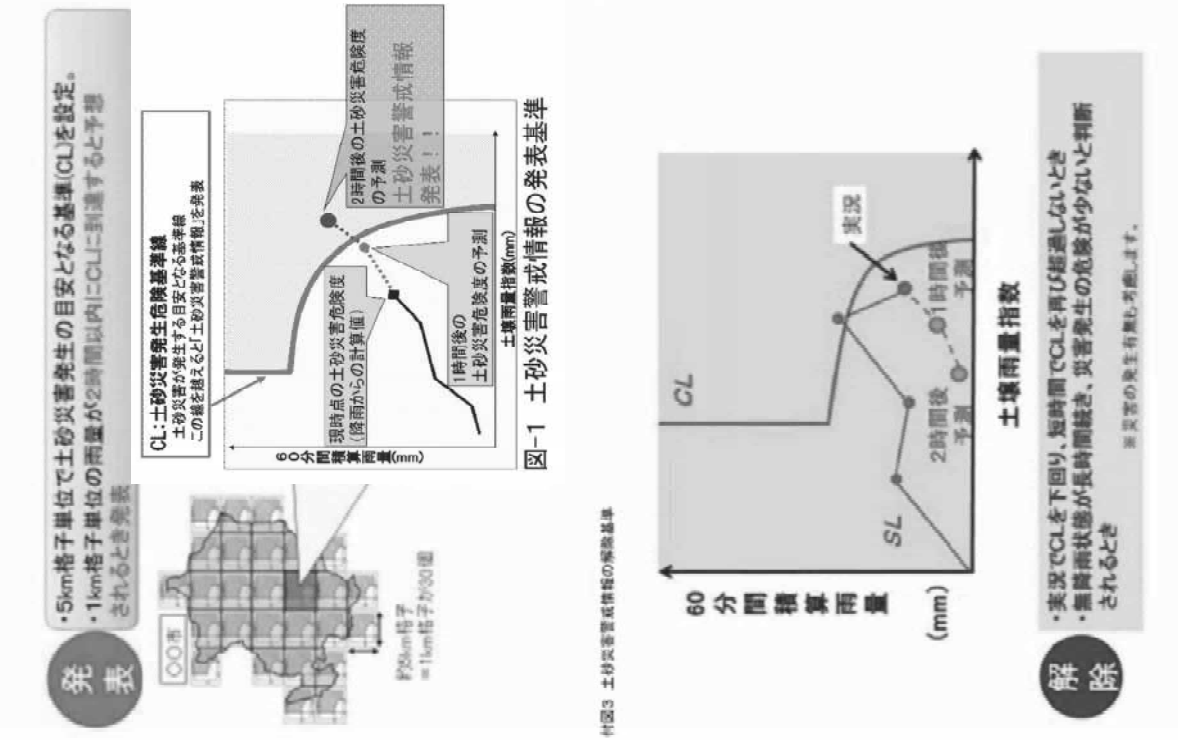
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。なお、詳細な危険度情報を下記アドレス（問い合わせ先）で確認していただき、危険度の分布情報を把握してください。

■ 警戒対象地域



(注) 静岡市北部：東区（大川、清沢、玉川、柳ヶ島、大河内、井川地区） 問い合わせ先 054-221-3042（静岡県交通安全課警防課）
静岡市北部：東区（静岡市北部の地域を除く）、駿河区、清水区 http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-18（詳細情報）
浜松市北部：天竜区 054-286-3411（静岡地方气象台）
浜松市南部：中央区、浜名区

付図 2 土砂災害警戒情報の発表基準



土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定について

1. 暫定基準を設定する事象

- ・震度5強以上の地震が発生した場合に、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合、静岡県交通基盤部及び静岡地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をすること。ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

2. 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

3. 地震等発生時の暫定基準の設定手順および設定方法

暫定基準については、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し事前に準備しておく事項（以下「措置0」という。）及び、地震等発生後に速やかに実施する事項（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき事項（以下「措置2」という。）がある。別添1-1に暫定基準設定にかかる作業フローを示す。

暫定基準案の作成にあたっては、気象庁大気海洋部ならびに国土技術政策総合研究所から必要に応じて技術的な助言を得るものとする。

（1）「措置0」：事前に準備しておく事項

①暫定基準案の設定

静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、迅速に暫定基準の運用を開始できるようにするため、想定される事象に対する暫定基準案を事前に準備しておく。この暫定基準案については実施要領により明記しておくものとする。別添1-2に地震発生後の暫定基準案の設定例を示す。

②暫定基準設定に関する留意事項

暫定基準案の設定にあたっては、大雨警報（土砂災害）の暫定基準の設定方法との整合に留意する。

（2）「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する事項

発生した事象（震度5強以上の地震）が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

①適用する暫定基準

原則として措置0により準備した「暫定基準案」を暫定基準とする。なお、事前に暫定基準案が準備されていない事象（震度5強以上の地震以外の事象）には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。

②適用区域

以下の条件を満たした市町等の発表単位に対して暫定基準を適用する。

- ・地震発生の場合には、震度5強以上が観測された市町を対象とする。
- ・その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある市町を対象とする。

③暫定基準の適用に関する留意事項

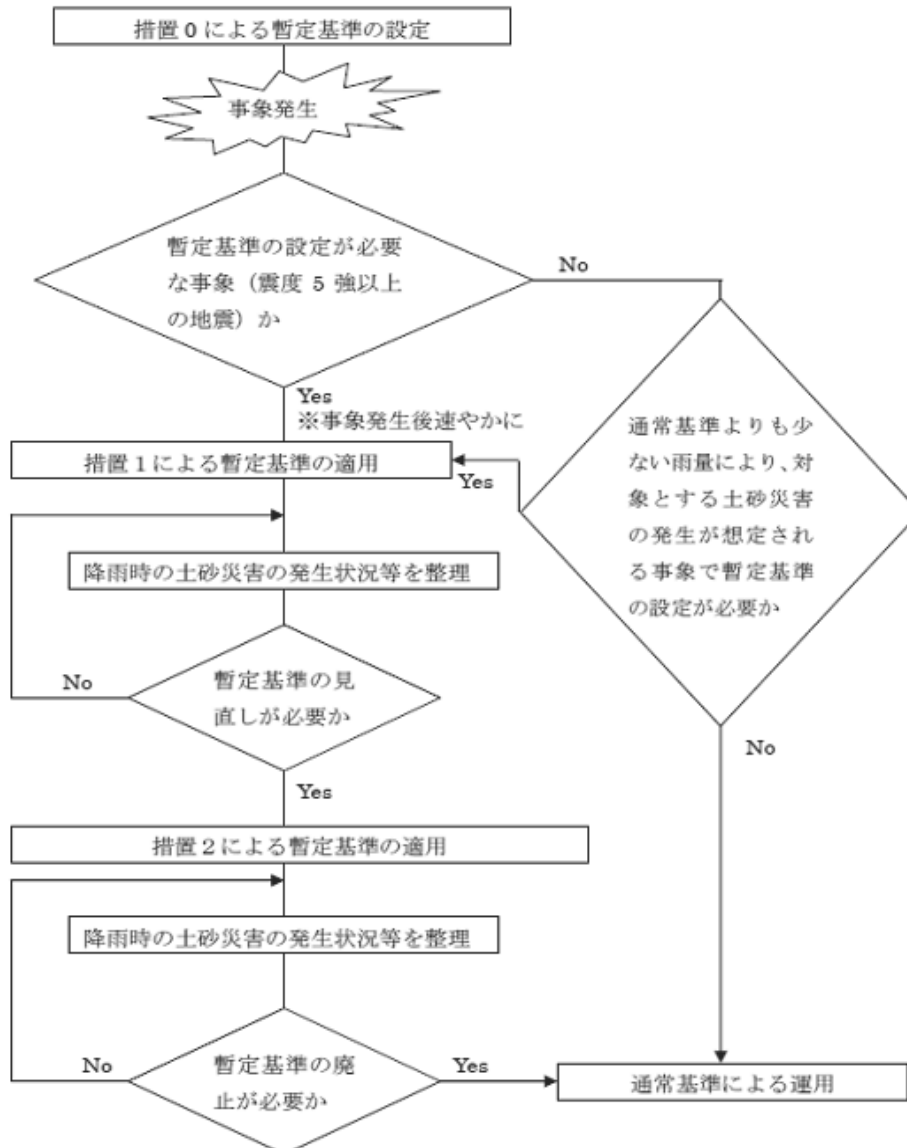
土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別添1-3）。

暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

（3）「措置2」：被害状況等の把握を行ってからとるべき事象

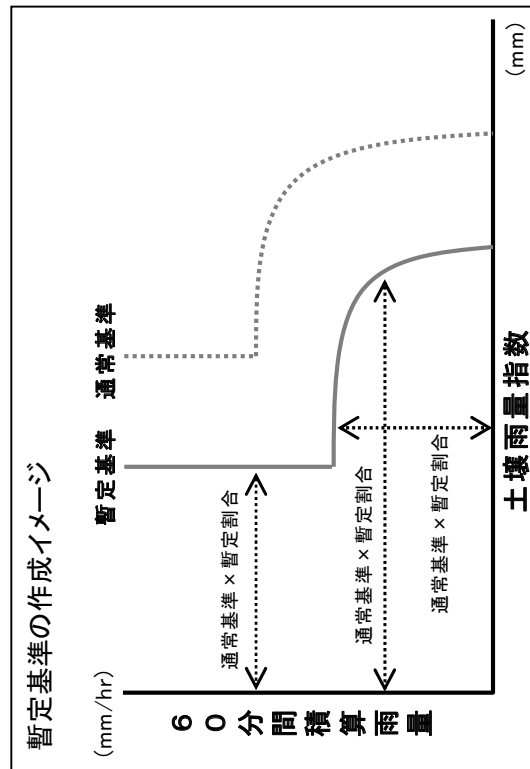
措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要と判断される場合には、別紙2に従い、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し、必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、大雨警報（土砂災害）の暫定基準の運用との整合に留意する。

暫定基準設定に係る作業フロー（別添1-1）



状況	暫定割合（通常基準に乗じる割合）	
	地震	
種別	震度５強の地域	震度６弱以上の地域
	８割※	７割※

※通常基準の土壌雨量指数及び60分間積算雨量に乘じる割合



静冈县土砂災害警戒情報 第〇号

静岡県 静岡地方気象台 共同発表
)〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

【警戒対象地域】

* 田
◇
◇
◇

在
△
△

在
×
×
×

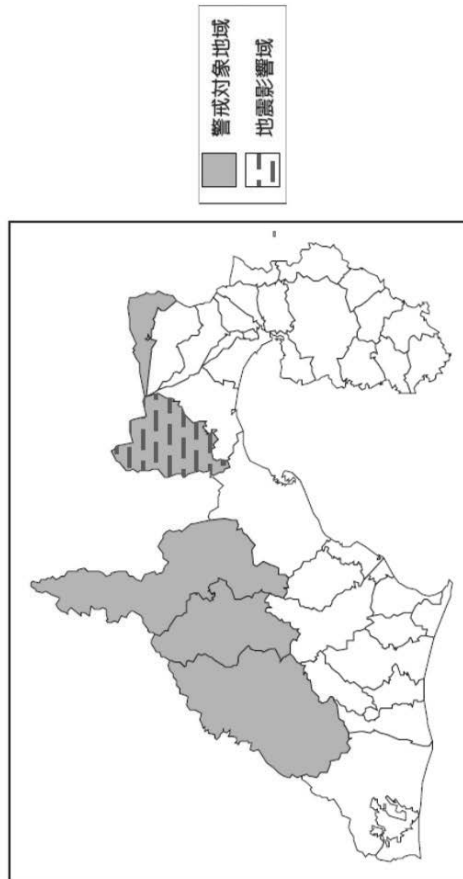
* 在
□
□
□
□

* 在
○
○
○

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。なお、詳細な危険度情報を下記アドレス（問い合わせ先）で確認していただき、危険度の分布情報を把握して情報をお知らせいたします。



(注) 静岡県北部：浜区、大川、清水、玉川、柳ヶ島、大河内、井川地区)
静岡市商部：葵区（静岡市北部の地域を除く）、駿河区、清水区
浜松市北部：天竜区
浜松市西部：中央区、浜名区

問い合わせ先
054-221-3042（静岡県交通基盤部防震課）
<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-18>（詳細情報）
054-286-3411（静岡県地方気象台）

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準の見直しにあたっては、暫定基準設定後、静岡県交通基盤部と静岡県地方気象台が地震発生後の降雨状況と土砂災害の発生状況を調査し、その結果に応じて以下の考え方で見直す。

1 暫定基準見直しの際の検討区域の設定

暫定基準の見直しは、土砂災害に対して概ね同様の特性を有していると判断した区域をまとめて検討する(以下、「検討区域」という)ことを基本とする。

なお、検討区域に通常基準で運用している区域が含まれる場合は、その区域を除外して検討する。

また、異なる暫定基準の区域が混在している場合は別々の検討区域として検討を行う。

2 地震により発生した崩壊・斜面変状の有無に応じた考え方

1で定めた検討区域内において、地震により発生した崩壊・斜面変状の有無により、以下(1)

(2)のとおり、暫定基準見直しの考え方を使い分ける。崩壊・斜面変状の有無は、地震後に実施した土砂災害危険箇所の緊急点検の結果等を参考にする。緊急点検の結果は、概ね以下の3区分に分類される。

○分類A：変状が大きく、緊急的な工事等を行う必要がある箇所

○分類B：変状が軽微で、詳細調査の実施後、必要に応じて工事等を行う箇所

○分類C：変状が無く、当面、工事等を行う必要がない箇所

以下、「まとまった数の崩壊・斜面変状箇所」とは、上記分類AまたはBの箇所が検討区域内にまともである箇所をいう。(別添2-2 図2~3)

なお、点検結果の分類がA及びBの箇所について工事等の対策が完了した場合は、分類Cの箇所と同等に扱ってよいものとする。

(1) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合(別添2-1-1)

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊または崩壊・斜面変状発生箇所の崩壊・変状の拡大(以下、「新たな崩壊等」という)が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一箇所で経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の箇所で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験と見なす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

新たな崩壊等の発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。新たな崩壊等の発生箇所周辺とは、新たな崩壊等が確認された箇所を含む5kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、新たな崩壊等が確認されない場合は、通常基準に戻す。

(2) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合(別添2-1-2)

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊等が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる(別添2-2 図4)。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

崩壊・斜面変状発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、検討区域内に新たな崩壊等が確認されない場合は、暫定基準を一段階(震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準、震度5強の暫定基準→通常基準)引き上げる。

土砂災害警戒情報の伝達

(1) 伝達系統

静岡地方気象台は、気象業務法第15条により大雨特別警報または大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は、大雨特別警報または大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。県までの伝達経路は、大雨特別警報または大雨警報の伝達経路と同様である。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（都道府県知事の通知等）により市町長その他関係者に伝達する。

- ・ 県砂防課と静岡地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、静岡地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき、土砂災害警戒情報を専用通信施設等により県危機対策課等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- ・ 県危機対策課は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を県防災行政無線により伝達する。
- ・ 市町は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他の関係のある公私の団体等へ伝達する。
- ・ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達先

付表1に示すとおり。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

付図3に示すとおり。

(4) 土砂災害警戒情報の発表の確認

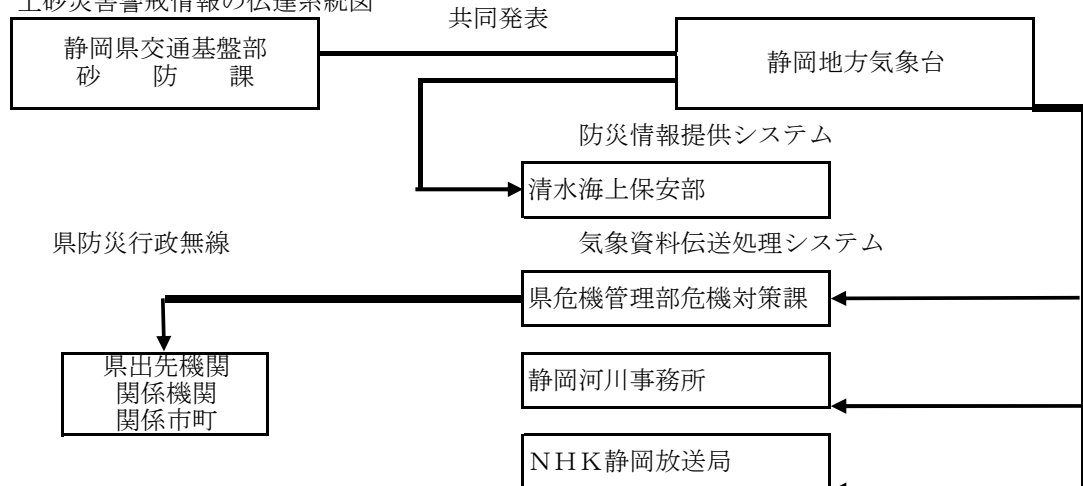
以下に示す機関においては、防災情報提供システム及び気象資料伝送処理システム（インターネット）により土砂災害警戒情報の発表を確認することが出来る。

静岡国道事務所、沼津河川国道事務所、富士砂防事務所等国の機関、ライフライン機関、鉄道事業者、報道機関、その他防災情報提供システム及び気象資料伝送処理システム（インターネット）利用機関

付表1 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
県危機管理部危機対策課	気象資料伝送処理システム	静岡地方気象台
関係市町	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
県出先機関、関係機関	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
清水海上保安部	防災情報提供システム	静岡地方気象台
静岡河川事務所	気象資料伝送処理システム	静岡地方気象台
NHK静岡放送局	気象資料伝送処理システム	静岡地方気象台

付図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



資料3-3-2 (1) 気象庁震度階級関連解説表

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

(気象庁)

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

(気象庁)

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(珪、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

(気象庁)

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱の崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

(気象庁)

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱 5 強	亀裂※ ₁ や液状化※ ₂ が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ₃ 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

(気象庁)

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

(気象庁)

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設(天井等)の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料3-3-2 (2) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

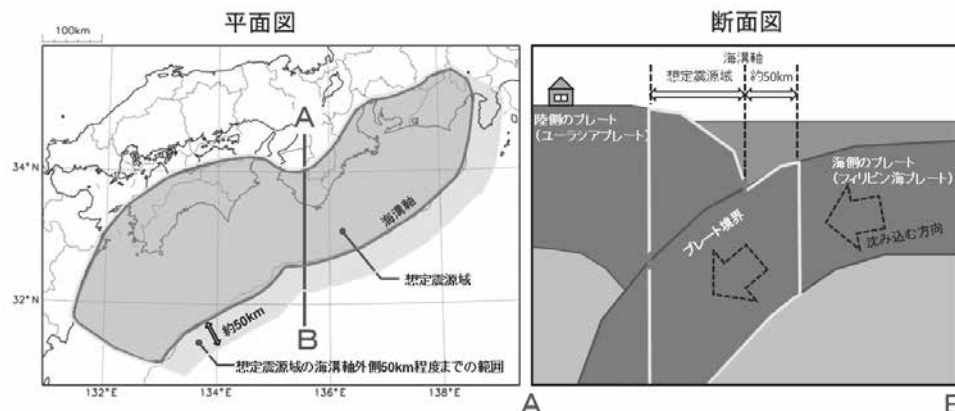
○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

○本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ○1カ所以上のひずみ計（※3）での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

付図1 想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）



※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。
具体的には、
レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。
レベル3：レベル1の2倍に設定。
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのこと。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

上記は、今後の検討により見直されることがある。

資料 3-3-2 (3) 津波警報、注意報、予報、地震及び津波情報の種類

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 (気象庁)

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※1については約2分）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。
津波警報等を発表する場合には、津波予報区ごとに予想される津波の最大波の高さと、その予報区内で最も早い津波の第一波の到達予想時刻も含めて発表する。なお、大津波警報については、津波に関する特別警報に位置づけられる。
津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する津波警報等では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
※1 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

第1表 津波警報、注意報、予報の種類、解説及び発表される津波の高さ (気象庁)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)

・「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。
・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第2表 津波予報の内容 (気象庁)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※1 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に、上表の内容を津波予報で発表する。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

第3表 静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区 域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署
静岡県	静岡県	気象庁本庁	



第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

(3) 地震及び津波情報の種類

地震情報及び津波情報の種類は次のとおりである。

第4表 地震情報の種類 (気象庁)

種 類	発表基準
震度速報	・震度3以上
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・または注意報を発表した場合は発表しない）
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
推計震度分布図	・震度5弱以上

第5表 津波情報の種類 (気象庁)

種 類
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
津波観測に関する情報
沖合の津波観測に関する情報

(4) 緊急地震速報（警報）

①緊急地震速報（警報）を発表する条件

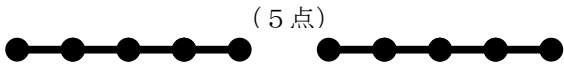
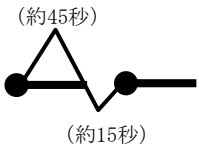
地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に発表する。

②緊急地震速報（警報）の内容

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名を発表する。

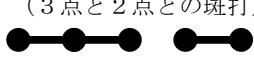
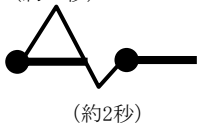
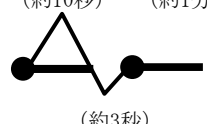
資料3-3-2 (4) 防災信号

1 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条別表）

警 鐘	サイレン
 (5点)	 (約45秒) (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

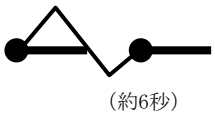
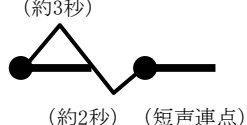
2 津波注意報（警報）標識

津波注意報標識・解除標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	 (3点と2点との斑打)	 (約10秒) (約2秒)
津波注意報、警報 及び 大津波警報解除標識	 (1点2個と2点との斑打)	 (約10秒) (約1分) (約3秒)

(注) 1. 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
2. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	 (2点)	 (約5秒) (約6秒)
大津波警報標識	 (連点)	 (約3秒) (約2秒) (短声連点)

(注) 1. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料3-3-3 地方鉄道の異常気象時における運転停止の基準

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-5より)

◎ 静岡鉄道株式会社

(1) 異常気象時における運転基準

- イ 気象台からの気象通報を受けたとき、または天候が特に不良となったときは、列車の運転・線路の保守・踏切道の特別警戒等、運転保安に関する事項について特別の注意を払うものとする。
- ロ 風速が25m/sec以上となり、列車の運転が危険であると判断したときは、列車の運転を一時休止する。
- ハ 風速が20m/sec以上に達したときは、古庄～県総合運動場間の築堤上および巴川橋梁上は30km/h以下の均等速度に制限して注意運転する。
- ニ 風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一となるよう努め、急激な加速または減速をしない。
- ホ 暴風・強雨により、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し、必要に応じてパンタグラフを降下して転動防止の手配をとる。
- ヘ 落雷・雷雨の激しいときは、直ちにパンタグラフを降下して停止手配をとる。ただし、惰力によって駅に到達する見込があるときは惰力運転する。
- ト 濃霧・吹雪・降雪のときは、列車標識を夜間の方式にし、先行の列車の状況等に注意するとともに、前方注視が困難なときは、視界の限界においていつでも停止できる速度に低下させ、汽笛を吹鳴らしながら特に進路の信号、踏切道等線路の状態に注意して運転する。

(2) 地震対策基準

- イ 列車を運転中、震度4以上の地震が発生したときは、長沼駅に設置した地震計がこれを感じ、列車無線により自動的に全列車の運転室内に発報信号(停止信号)を表示するので運転士は列車を一旦停止した後、運転指令の指示に伴い安全と認められる箇所まで移動して、次の指令があるまでの間、列車の運転を休止する。
- ロ 前号により列車の運転を休止したときは、あらかじめ定められた情報連絡系統により、関係機関及び各所へその旨通報する。

(3) 防災体制

A 風水害関係

台風が接近して災害多発の恐れがあるときは連絡を密にし、指令の一本化情報の蒐集に努めると共に現場の情報並びに関係地方機関との連絡をとり、鉄道に及ぼす影響を察知する。

(テレビ・ラジオ・地方気象台・測候所等)

- イ 沿線の降雨量、気圧、風速、風向等についてのデータ入手に努める。
- ロ 河川管理者等との連絡を密にし、情報の入手に努める。
- ハ 台風の位置、進路、強弱等について各放送機関や地方気象台を通して台風経路情報の入手に努める。
- ニ 鉄道に影響する各河川流域の降雨量を調査し、警戒水位に対する監視を強化するなど橋梁に及ぼす影響への対応に努める。
- ホ 関係機関との連絡として静岡市に設置される防災対策本部を活用する。

B 地震防災関係

あらかじめ定めた防災体制組織に基づき、速やかに社内に対策本部を設置して応急防災体制を確立する。

- イ 予知情報は関係防災機関からの伝達によるほか、各所に備えてあるテレビ・ラジオにより直接視聴し、列車無線、鉄道専用電話または指定した社内電話を使用して伝達の徹底を図る。
- ロ 社内対策本部は列車の運休状況、旅客の避難状況等必要事項についてその状況を国、県又は関係市町等へ通報する体制を確立する。
- ハ 必要に応じて避難旅客の応急救護の手配を図るものとする。

(4) 現地の警備体制

- イ 各職場の見易い箇所に所属従業員の非常召集、連絡系統表を掲出して、非常召集体制を確立する。
- ロ 動員及び人員配置計画、関係各所との連絡体制を確立する。
- ハ 非常用工具、機材、物資等の整備状態を確認し、救援体制を確立する。
- ニ 運転指令系統を再確認して指令業務の適確化を徹底する。
- ホ 危険が予測される箇所の状況把握の体制を確立する。

◎ 遠州鉄道株式会社

- (1) 暴風雨等により列車に危険の生ずる恐れのあるときは、その状況を考慮して列車の運転を一時中止する等、危険防止の措置を講じる。
- (2) 風速が20m/sec以上となったと認められる場合は、危険性が予想されるから列車の運転を中止する等の措置を講じる。
- (3) 風力が烈しくて運転危険と認める時は、列車を進出させない。
- (4) 暴風に遭遇した時は、風力の強い箇所では、なるべく列車の速度を変化させないように努め急に速度を加え又は急に制動機を緊結しない。
- (5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認める時は、なるべく安全な箇所に停止する。
- (6) 落雷又は雷鳴により運転上危険と認めた場合は、列車を進出させない。
- (7) その他、必要と認められる時は、列車の運転を中止する。

◎ 岳南電車株式会社

- (1) 暴風雨雪等により、列車に危険の生ずる恐れのある時は、気象通報に注意し、状況を考慮して危険防止の処置をとる。
- (2) 風速が20m/sec以上となったことを認めた時は、危険防止の処置を講じる。
- (3) 風力が激しくて運転が危険と認める時は、列車を進出させない。
- (4) 暴風に遭遇した時は、風力の強い箇所ではできるだけ列車の速度を変化させないように努め急に速度を加え、又は急に制動機を緊結しない。
- (5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認めるときは、できるだけ安全な箇所に停止する。
- (6) 降雨(雪)の甚だしい時は、運転士は、路線状態に注意し必要に応じて、運転速度を低下すると共に、制動距離に余裕をもつように注意する。
- (7) 落雷又は雷鳴により運転上危険であると認めたときは、列車を進出させない。
- (8) その他、必要と認められるときは、列車の運転を中止する。

◎ 大井川鉄道株式会社

- (1) 暴風雨・濃霧及び吹雪の時列車の運転又は線路の保守に従事する者は、気象通報を受けた時又は天候が不良となった時は、その警戒を厳重にする。
- (2) 暴風雨又は豪雨の場合は、気象通報等に注意する。
- (3) 風速が烈しくて列車の運転が危険であると認める時は、一時列車の出発又は通過を見合わせる。
- (4) 豪雨等のために築堤決壊、道床流失等の恐れがあるときは、保線係員との連絡を密にし、列車の運転が危険であると認めた時は、一時列車の出発又は通過を見合わせる。
- (5) 暴風雨又は豪雨等の場合、風速の強い箇所は、なるべく列車の速度を変化させないように努め、急に制動機を緊結するような取扱いをしない。
- (6) 暴風雨又は豪雨等の場合、列車の運転が危険であると認めたときは、なるべく安全な箇所に停止する。
- (7) 濃霧・吹雪等により信号の認識距離が50メートル以下になったと認めた時は、列車を停止させる。
- (8) その他、必要と認められる時は列車の運転を中止する。

◎ 伊豆箱根鉄道株式会社

- (1) 気象異常時の場合、駅長・乗務員及び線路係員は、異常気象を感知するか、または気象通報を受けたときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、線路工事の中止、線路及び踏切道の特別警戒等により、すべての運転保安に関する事項について特に注意する。
- (2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車標識を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、汽笛を吹鳴しながら運転する。
- (3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎秒25メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告するとともに、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。
- (4) 運転指令者は、駅長から風速が毎秒30メートル以上となり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指示をする。
- (5) 運転士は、風力の強い箇所はなるべく列車の速度が均一となるように努め、急激な加速、または減速をしない。また、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し必要に応じてパンタグラフを降下して転動防止の手配をする。
- (6) 土砂崩壊のおそれがある区間に進入する列車は、特に注意して運転するとともに、前夜暴風、大雨があったときの初列車は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想して線路の状態に注意して運転する。
- (7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。また、駅構内に停車中の列車または車両のパンタグラフの降下手配をする。
- (8) 乗務員は、直ちにパンタグラフを降下し、制動力に支障がない程度においてもより駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。
- (9) 線路が浸水した場合、道床その他に異常がなくても、水深がレール面上に達したときは、その区間に列車、または車両を運転してはならない。
- (10) 地震の発生を感知するか、緊急地震速報システム等により情報を入手したときは、直ちに列車無線により、全列車にこれを伝達するとともに、その程度に応じて、次により取り扱うものとする。
この場合、緊急地震速報システムによる情報が震度4以上、地震計による観測が震度5以上の地震のときは、自動的に発報信号による停止信号を現示する。

- ① 震度5以上(計測震度4.5以上)の場合
列車運転休止・・・全線路・構造物の点検をし、異常がないことを確かめた後、区間初列車25km/h以下
以後、正常運転に復す。
- ② 震度4(計測震度4.4以下)の場合
列車一旦停止・・・一旦停止後、区間初列車25km/h以下、区間次列車45km/h以下
重点箇所点検終了後正常運転に復す。
- ③ 震度3以下(計測震度3.4以下)の場合
正常運転・・・ただし、駅長、乗務員からの報告等により列車の運転が危険と認めたときは、前号の
取扱に準ずる。

◎ 伊豆急行株式会社

- 1 風に対する取扱い(各ブロックごとによる)
 - (1) 風速25m/sec以上30m/sec未満の場合は、列車は45km/h以下の速度で注意運転を行なう。
 - (2) 風速30m/sec以上の場合は、列車の運転を見合わせる。
- 2 雨に対する取扱い(各警戒区域ごとによる)
 - (1) 降雨量が次の場合は、列車の運転を見合わせる。
 - ① 連続雨量が201mm以上となり、かつ時間雨量が31mm以上となったとき
 - ② 連続雨量が301mm以上となったとき
 - ③ 時間雨量が41mm以上となったとき
 - (2) 連続雨量が201mm以上301mm未満の場合は、要注箇所を運転する列車は25km/h以下の速度、またその他の箇所を運転する列車は45km/h以下(隧道内は除く)の速度で注意運転を行なう。
 - (3) 連続雨量が151mm以上201mm未満または時間雨量31mm以上41mm未満の場合は、要注箇所を運転する列車は45km/h以下の速度で注意運転を行う。
- 3 地震に対する取扱い(各警戒区域ごとによる)
 - (1) 震度「5」以上の地震が発生した場合は、全列車の運転を中止する。
 - (2) 震度「4」の地震が発生した場合は、全列車を一時停止させ25km/h以下の速度で注意運転を行なう。
 - (3) 震度「3」の地震が発生した場合は、地震発生後最初に警戒区域を運転する列車は45km/h以下の速度で注意運転を行なう。
 - (4) 警戒宣言が発令された場合は、別に定める大規模地震防災規程により取り扱う。
- 4 津波に対する取扱い(各警戒区域ごとによる)
 - (1) 大津波警報または津波警報で避難指示が発令された場合
 - ① 津波到達予想時間の1時間前から津波警戒区間に列車を進入させない。
 - ② 津波警戒区間を走行中の列車が津波到達予想時間までに津波警戒区間外に進出不可能な場合は、駅の海拔を考慮のうえ運転を見合わせる。
 - (2) 津波警報で避難指示が発令された場合
津波警戒区間を運転する列車は、注意運転を行う。
- 5 伊豆東部火山群の噴火警戒レベルに対する取扱い(影響区間)
噴火警戒レベル4又は5が発表された場合
 - (1) 列車が噴火影響区間に進入しないよう努める。
 - (2) 噴火影響区間を運送中の列車は、噴火影響区間外に進出するよう努める。
- 6 その他必要と認めたときは、列車の運転を見合わせ又は中止する。

◎ 天竜浜名湖鉄道株式会社

(1) 降雨によるもの

運行表示装置 の警報表示			警 戒 表 示 (雨白色表示)	注 意 表 示 (雨黄色表示)	停 止 表 示 (雨赤色表示)	雨 量 計 設 置 箇 所
規 制 の 基 準	規 制 区 間	掛川 ↔ 原谷	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量200mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量180mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	掛川
		原谷 ↔ 遠江一宮	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量200mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量180mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	遠州森
		遠江一宮 ↔ 宮口	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量200mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量180mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	天竜二俣
		宮口 ↔ 西気賀	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量150mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量150mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	金指
		西気賀 ↔ 知波田	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量120mm以上又は時雨量25mm以上となったとき	連続降雨量120mm以上で更に時雨量25mm以上又は時雨量35mm以上となったとき	三ヶ日
		知波田 ↔ 新所原	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量200mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量180mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	新所原
		運 転 規 制	—	運転速度を30km/h以下に制限する	列車の運転を中止する	—

(2) 強風によるもの

運行表示装置の 警 報 表 示			警 戒 表 示 (風白色表示)	注 意 表 示 (風黄色表示)	停 止 表 示 (風赤色表示)	風 速 計 設 置 箇 所
規 制 の 基 準	規 制 区 間	掛川 ↔ 遠州森	風速が20m以上となったとき	風速が25m以上となったとき	風速が30m以上となったとき	垂木川
		遠州森 ↔ 金指	風速が20m以上となったとき	風速が25m以上となったとき	風速が30m以上となったとき	天竜川
		金指 ↔ 新所原	風速が20m以上となったとき	風速が25m以上となったとき	風速が30m以上となったとき	釣橋川
		運転規制内容	—	速度45m/h以下	運転を中止	—

(3) 地震によるもの

簡易地震計の 警 報 表 示	注 意 表 示 (黄色灯表示)	停 止 表 示 (赤色灯表示)	地 震 計 設 置 箇 所
運転規制の基準	震度4の地震があったとき	震度5弱以上の地震があったとき	天竜運転区
運 転 規 制	運転速度を45km/h以下に制限する	列車の運転を中止する	—

資料3-4-1 袋井市地震防災に係る情報の処理及び広報活動等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が東海地震に係る地震防災応急対策及び災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)及び東海地震予知情報(以下「予知情報」という。)の発表、警戒宣言の発令又は地震発生に伴う情報及び広報活動並びに職員の動員方法等について必要な事項を定めるものとする。

(情報処理及び職員の動員等)

第2条 注意情報及び予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に係る情報の処理及び職員の動員等は、袋井市地震災害警戒(災害対策)本部編成表等により行うものとする。

(応急対策に必要な情報の収集及び伝達)

第3条 注意情報、予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に伴い、市域内における流言ひ語、民心の動揺及び治安の乱れ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ効果的に実施できるよう情報の種類及び収集・伝達の方法等を別表のとおり定める。

(収集すべき情報の調整)

第4条 注意情報の発表時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。

2 予知情報の発表及び警戒宣言の発令時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。

なお、電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、あらかじめ各部で連絡調整を図り、緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。

3 地震発生後の情報収集は、主に地域防災無線で行う。

このため本部で行う無線統制を遵守し、報告する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。

4 各種情報の収集及び伝達は、次の区分のうち、アの情報を優先的に行うものとする。

(1) 一般情報

ア 市民等の生命に係るもので、直ちに収集・伝達の必要のあるもの。

イ ア以外の情報で可及的速やかに収集・伝達の必要のあるもの。

(2) 要請情報

ア 市民等の生命に係るもので、直ちに要請する必要があるもの。

イ ア以外の情報で可及的速やかに要請する必要があるもの。

(広報媒体)

第5条 市民等が応急対策を実施するために必要な情報の提供は、原則として同報無線によるものとするが、状況に応じ、次の広報媒体により情報の提供をするものとする。

(1) 広報車、消防車等

(2) 地域防災無線

(3) 防災行政無線

(4) ホームページ

(5) 電話・FAX

(6) テレビ及びラジオ

(7) 電子メール

(8) メローねっと、SNS等

(県警戒本部又は県災害対策本部への報告)

第6条 市災害警戒本部又は市災害対策本部は、避難の状況等必要な事態が生じたときは、県防災行政無線により県方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へその都度報告する。また報告に必要な事項は、県の定めた様式によるものとする。

(指令・指示)

第7条 本部長は、第3条に規定する事項を円滑に実施するため、各部長に必要な事項を指令するものとする。

2 各部長は前項による指令を受けたとき、担当班長に必要な事項を指示するものとする。

3 各部長は第3条に規定する以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

(上司への報告)

第8条 班員等は、前条の指令・指示に基づく処置事項並びにその他、地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

(その他)

第9条 本要領に定めのない情報で、本部長が必要と認めるものは、本要領に定める情報の扱いに準じて処理するものとする。

別表

1 第3条の応急対策に必要な情報の収集及び伝達内容**(1) 注意情報の発表の段階****ア 伝達すべき情報**

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝達の時期
注意情報の内容の周知	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線	ア 注意情報の発表後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
家庭の防災対策	市災害警戒本部 → 市民等	ホームページ 電話・FAX	状況に応じて行う
交通機関の運行状況・道路 交通状況・交通規制の実施 状況	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	電子メール	
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)		メローねっと、SNS等	
学校、病院など公共施設の 運営状況			
その他の必要な事項			

イ 収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝達の時期
気象庁からの新しい地震情報等	国・県・防災関係機関 → 市災害警戒本部	地域防災無線 防災行政無線	状況把握を継続的に行う。
交通機関の運行状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部	ホームページ	
道路交通状況	→ 市災害警戒本部	電話・FAX	
交通規制の状況	道路管理者・警察署 → 市災害警戒本部	テレビ・ラジオ	
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)	管理者・関係者 → 市災害警戒本部	電子メール	
学校、病院など公共施設の 運営状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		状況が発生したとき行う。
物資の買い占め、その他の 治安に関すること	各支部・市民等 → 市災害警戒本部		
流言ひ語の状況等	各支部・市民等 → 市災害警戒本部		
防災関係機関及び事業所等 の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 → 市災害警戒本部		実施の状況に応じて行う。
応急対策の実施に必要な事項等	県 → 市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う。
各種機関等の対応状況	各支部・各部班・市民等 → 市災害警戒本部		

(2) 予知情報の発表、警戒宣言の発令の段階**ア 伝達すべき情報**

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝達の時期
予知情報・警戒宣言の内容の周知	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線	ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
避難の指示	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	ホームページ 電話・FAX	状況に応じて行う。
家庭の防災対策	市災害警戒本部 → 市民等	電子メール等	ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
自主防災活動の要請	市災害警戒本部 → 各支部 → 各自主防災組織	広報車・消防車 口頭	
応急対策の実施について (事業所等)	市災害警戒本部 → 事業所等	メローねっと、SNS等	
交通機関の運行状況・道路 交通状況・交通規制の実施 状況	市災害警戒本部 → 市民・各支部等		

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝達の時期
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール等 広報車・消防車 口頭	ア 予知情報の発表及び 警戒宣言発令後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
学校、病院など公共施設の 運営状況			
その他の必要な事項			

イ 収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝達の時期
国・県などの新しい大規模 地震関連情報等	国・県・防災関係機関 → 市災害警戒本部	地域防災無線 防災行政無線 消防無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール テレビ・ラジオ 口頭	状況把握を継続的に行う。
避難の状況	各支部・避難所管理者 ・消防団 → 市災害警戒本部		ア 避難の開始及び完了 時に行う。 イ 不測の事態が発生し たとき行う。
交通機関の運行状況 道路交通状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う。
交通規制の状況	道路管理者・警察署		
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		
学校、病院など公共施設の 運営状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		
物資の買い占め、その他の 治安に関すること	各支部・市民等 → 市災害警戒本部		状況が発生したとき行う。
流言ひ語の状況等	各支部・市民等 → 市災害警戒本部		実施の状況に応じて行う。
防災関係機関及び事業所等 の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 → 市災害警戒本部		
応急対策の実施に必要な事項等	県 → 市災害警戒本部		
各種機関の対応状況	各支部・各部班・市民等 → 市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う。

(3) 地震発生後の段階

ア 伝達すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝達の時期
大規模地震関連情報の内容の周知	市災害対策本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール等 広報車・消防車 口頭 メローねっと、SNS等	ア 地震発生後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
避難の勧告及び指示	市災害対策本部 → 市民・各支部等		状況に応じて行う。
家庭の防災対策	市災害対策本部 → 市民等		ア 地震発生後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
自主防災活動の要請	市災害対策本部 → 各支部 → 各自主防災組織		
応急対策の実施について（事業所等）	市災害対策本部 → 事業所等		
交通機関の運行状況・道路交通状況・交通規制の実施状況	市災害対策本部 → 市民・各支部等		
生活関連施設の運営状況（電気、ガス、上下水道）			
学校、病院など公共施設の運営状況			
その他の必要な事項			状況に応じて行う

第2条例示(注意情報)	年 月 日 時 分 気象庁地震火山部
東海地震注意情報	東海地震予知情報
※※ 見出し ※※ 東海地震に関連する調査情報(臨時)から東海地震注意情報に切り替えました。 カラーレベルは黄です。 東海地域の複数のひずみ観測点で有意な変化を観測しています。これらの変化は、想定される東海地震の前兆である可能性が高まっています。 政府や自治体等からの呼びかけや自治体等の防災計画に従って行動してください。 ※※ 本文 ※※ 観測データの状況等 東海地域のひずみ観測点のうち、以下の観測点で有意な変化を観測しています。 浜松宮口(はまつみやぐち) ●●日●●時●●分頃から 浜松春野(はまつはるの) ●●日●●時●●分頃から 東海地域のひずみ観測点で有意な変化を観測している地点は、1カ所から2カ所となりました。 また、以下の観測点で若干の変化を観測しています。 浜松佐久間(はまつさくま) 新城浅谷(しんしろあさや) これらの変化は次第に大きくなる傾向にあります。 2. 調査結果 気象庁では、●●時●●分に臨時の地震防災対策強化地域判定会を開催し、想定される東海地震のおそれについて検討しました。その結果、東海地域のひずみ観測点で観測している有意な変化は、プレート境界面での前兆すべり(想定震源域の断層の一部がゆっくりとすべり始める現象)である可能性が高まったと判断しました。 次の情報は、本日(●●日)●●時●●分頃に発表予定です。 なお、新たな変化を観測した場合には随時発表します。 この情報は東海地震注意情報です、東海地震予知情報ではありません。 (東海地震注意情報 第 号) (東海地震に関連する情報 第 号)	※※ 見出し ※※ カラーレベルは赤です。 今から2、3日間のうちに、想定される東海地震が発生するおそれがあります。 内閣総理大臣から警戒宣言が発表されています。東海地震の発生に十分警戒して、警戒宣言および自治体等の防災計画に従って行動してください。 ※※ 本文 ※※ 気象庁では、本日(●●日)●●時●●分から臨時の地震防災対策強化地域判定会を開催し、想定される東海地震発生のおそれについて検討しました。その結果を踏まえ、次の内容を内閣総理大臣に報告しました。 1. 報告内容 (1) 調査結果 今から2、3日間のうちに、駿河湾周辺から静岡県内陸域を震源域とする、マグニチュード8前後の大規模な地震、すなわち想定される東海地震が発生するおそれがあります。 震度は、静岡県、山梨県の一部で震度7、静岡県のほぼ全域、山梨県、愛知県、神奈川県、長野県、岐阜県の一部を含む広い地域で震度6強または6弱となると予想されます。 また、太平洋沿岸の広い地域に津波が予想され、特に、伊豆半島南部から渥美半島の太平洋沿岸および伊豆諸島の一部では、5mから10m、ところによってはそれ以上の大津波となるおそれがあります。 (2) 理由 東海地域のひずみ観測点のうち、以下の3カ所の地殻変動データが大きく変化しています。 浜松宮口(はまつみやぐち) 浜松春野(はまつはるの) 浜松佐久間(はまつさくま) 気象庁では、臨時の地震防災対策強化地域判定会において、想定される東海地震発生のおそれについて検討しました。その結果、これらの現象は、想定震源域内のプレート境界面での前兆すべり(想定震源域の断層の一部がゆっくりとすべり始める現象)によるものと判断しました。 今後、この前兆すべりが拡大し、今から2、3日間のうちに、駿河湾周辺から静岡県内陸域を震源域とする大規模な地震、すなわち想定される東海地震が発生するおそれがあります。 2. 予想される地震の震源域、規模、震度および津波の高さ 震源域: 駿河湾周辺から静岡県内陸域 規模: マグニチュード8前後 震度: 震度7 静岡県および山梨県の一部 震度6強6弱 静岡県のほぼ全域、山梨県・愛知県・神奈川県・長野県・岐阜県の一部 震度5強 上記に隣接する周辺の地域

津波の高さ： 5から10m 伊豆半島南部から渥美半島の太平洋沿岸および伊豆諸島の一部(ところによっては10m以上) 3m以上 志摩半島および相模湾・房総半島・熊野灘沿岸の一部 1m以上 その他、太平洋沿岸の広い地域 3. 警戒事項 内閣総理大臣から警戒宣言が発せられています。東海地震の発生に十分警戒して、警戒宣言および自治体等の防災計画に従って行動してください。 次の情報は、本日(●●日)●●時●●分頃に発表の予定です。 なお、新たな変化を観測した場合には随時発表します。 (東海地震予知情報 第 号) (東海地震に関連する情報 第 号)	第2条例示(警戒宣言) 東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼びかけ (内閣総理大臣) 本日午前●●時●●分、気象庁長官から、「二、三日以内に静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とする東海地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。このため、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。 この地震が発生すると、静岡県、山梨県では震度七となるほか、広い範囲で非常に強い揺れが予想されます。また、伊豆半島南部から熊野灘沿岸にかけて五メートルから十メートル、ところによってはそれ以上の大津波が予想されるなど、東海地方を中心として広範囲で甚大な被害が見込まれます。 政府といたしましても、直ちに私を本部長とする東海地震 地震災害警戒本部を設置し、自衛隊などの広域救援部隊を派遣するなど、被害を局限化し、国民の安全を確保するため、地震防災応急対策に全力で取り組みます。 被害が予想される地域の皆様は、警戒態勢をとり、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。津波などの危険がある地域では、自治体の指示に従って避難してください。国民の皆様には、被害が予想される地域への旅行や電話は差し控えて下さい。 また、自治体などの公的機関や百貨店、鉄道などの民間事業者においては、それぞれの計画に基づき、地震防災応急対策を実施してください。 今後も国民の皆様に必要な情報を提供していきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報には注意してください。
--	---

第2条例示(地震災害警戒本部の設置) 東海地震に係る地震災害警戒本部の設置について 平 年 月 日 閣議決定 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第10条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に東海地震に係る地震警戒本部(以下「本部」という。)を設置する。 本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び機関は、次のとおりとする。 ○名 称 東海地震災害警戒本部 ○所管区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域 ○設置場所 東京都(総理大臣官邸) ○設置期間 ●●年●●月●●日から東海地震に係る非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部が設置されるまでの期間又は東海地震の地震災害に関する警戒解除宣言が発せられるまでの期間 本部の構成は、次のとおりとする。 本部長 内閣総理大臣 副本部長 防災担当大臣 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣、内閣危機管理監並びに内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 本部の処務は、内閣府政策統括官(防災担当)において処理する。
--

資料3-4-2 広報文

第3条例示 伝達すべき情報等

広報文案一覧表

番号	伝達情報発表の内容及び状況	同報無線等 (音声情報)	ホームページ等 (文字情報)
【(1) 注意情報の発表の段階】			
1	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ (注意情報発表後～1時間以内)	広報番号 1	広報番号 2
2	注意情報の発表後(判定会開催中)の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)	〃 3	〃 4
3	注意情報の発表後(判定会開催中)の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)	〃 5	〃 6
4	注意情報の解除のお知らせ (注意情報の解除発表後～1時間以内)	〃 7	〃 8
【(2) 予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階】			
5	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令後～1時間以内)	広報番号 9	〃 10
6	予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)	〃 11	〃 12
7	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)	〃 13	〃 14
8	警戒解除宣言の発令のお知らせ (警戒解除宣言発令後～1時間以内)	〃 15	〃 16
9	避難地域への避難の呼びかけ (警戒宣言発令後：避難指示発令後～状況に応じて随時)	〃 17	〃 18
10	避難地域への避難解除の呼びかけ (避難指示の解除発令後～状況に応じて随時)	〃 19	〃 20
【(3) 地震発生後の段階】			
11	地震発生直後の注意呼びかけ (地震発生 サイレン吹鳴 直後)	広報番号 21	〃 22
12	市長の市民への呼びかけ (地震発生直後～1時間以内)	〃 23	〃 24
13	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (地震発災後～繰り返し行う) * 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。	〃 25	〃 26
14	避難地域への避難の呼びかけ (地震発生直後：避難指示発令後～状況に応じて随時)	〃 27	〃 28
【(4) 津波注意報・警報発令の段階】			
15	津波注意報の発令の報告及び市民への呼びかけ (津波注意報発令後～1時間以内)	広報番号 29	〃 30
16	津波警報の発令の報告及び市民への呼びかけ (津波警報発令後～1時間以内)	〃 31	〃 32

(1) 注意情報の発表の段階

広報番号	1	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ (注意情報発表後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。
 先ほど、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
 東海地域の地震観測データに異常が観測され、この異常が東海地震の前触れかどうかを判定するための判定会が招集されました。(開かれています。)
 市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

広報番号	2	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ (注意情報発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市役所からお知らせします。
 先ほど、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
 *添付資料：東海地震注意情報の詳細文書を添付する。
 東海地域の地震観測データに異常が観測され、この異常が東海地震の前触れかどうかを判定するための判定会が招集されました。(開かれています。)
 市民の皆さんは、テレビ・ラジオなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

広報番号	3	注意情報の発表後(判定会開催中)の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。
 現在、東海地震注意情報が発表されています。
 ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうか分かりませんが、万一に備えて、次のような準備をしてください。
 市民の皆さんは、万一に備えて、食料などの非常持ち出し品を確認したり、安全確保に努めましょう。
 自主防災隊の役員の皆さんは、子供やお年寄り、からだの不自由な人の安全を図る準備をしてください。
 各事業所では、防災応急計画に従って対策を実施できるよう準備してください。
 車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	4	注意情報の発表後(判定会開催中)の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市役所からお知らせします。
 現在、東海地震注意情報が発表されています。
 *添付資料：東海地震注意情報の詳細文書を添付する。
 ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうか分かりませんが、万一に備えて、次のような準備をしてください。
 市民の皆さんは、万一に備えて、食料などの非常持ち出し品を確認したり、安全確保に努めましょう。
 *添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書を添付する。

自主防災隊の役員の皆さんは、子供やお年寄り、からだの不自由な人の安全を図る準備をしてください。
 各事業所では、防災応急計画に従って対策を実施できるよう準備してください。
 車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	5	注意情報の発表後（判定会開催中）の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ（注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内）
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。
現在、東海地震注意情報が発表されています。

ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうか分かりませんが、市役所などでは、次のような対応をしています。

- ・市役所では、災害警戒本部の設置準備を進めています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・J R 東海道線やバスは平常通り運転しています。
- ・市内の保育園や幼稚園、学校では、児童の引き取りをはじめています。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	6	注意情報の発表後（判定会開催中）の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ（注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内）
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市役所からお知らせします。
現在、東海地震注意情報が発表されています。
*添付資料：東海地震注意情報の詳細文書を添付する。

ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうか分かりませんが、市役所などでは、次のような対応をしています。

- ・市役所では、災害警戒本部の設置準備を進めています。
 - ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
 - ・J R 東海道線やバスは平常通り運転しています。
 - ・市内の保育園や幼稚園、学校では、児童の引き取りをはじめています。
- *各施設・機関の対応状況の詳細文書を添付する。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	7	注意情報の解除のお知らせ (注意情報の解除発表後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。
先ほど、気象庁から発表された東海地震注意情報は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

広報番号	8	注意情報の解除のお知らせ (注意情報の解除発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市役所からお知らせします。

先ほど、気象庁から発表された東海地震注意情報は解除されました。

*添付資料：東海地震注意情報の解除の詳細文書を添付する。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

(2) 予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階

広報番号	9	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。

先ほど、テレビ・ラジオで報道されましたように、東海地震予知情報及び東海地震警戒宣言が発令されました。

その内容は、_____以内に_____を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるというものです。

このため市では、地震災害に備えた警戒本部を設置しました。

市民の皆さんには、冷静沈着な対応で、被害を最小限に食い止めましょう。

この地震により、津波の恐れがあります。海岸に近づかないでください。

今後、テレビ・ラジオなどの情報に十分注意し、自主防災隊のリーダーの指導にしたがって、それぞれの地域でお互いに力を合わせ、一人ひとりが責任ある冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	10	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。

先ほど、テレビ・ラジオで報道されましたように、東海地震予知情報及び東海地震警戒宣言が発令されました。

その内容は、_____以内に_____を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるというものです。

*添付資料：東海地震予知情報及び警戒宣言の詳細文書を添付する。

このため市では、地震災害に備えた警戒本部を設置しました。

市民の皆さんには、冷静沈着な対応で、被害を最小限に食い止めましょう。

この地震により、津波の恐れがあります。海岸に近づかないでください。

今後、テレビ・ラジオなどの情報に十分注意し、自主防災隊のリーダーの指導にしたがって、それぞれの地域でお互いに力を合わせ、一人ひとりが責任ある冷静な行動をされるようお願いします。

*添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書や地震に備えた対応文書を添付する。

広報番号	11	予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所へ呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

地震の激しい揺れは、数分続きます。

市民の皆さんは、各家庭で被害を最小限にするため、安全確保を第一に、火の始末や食料などの非常持ち出し品の確認など、地震に備えてください。

次に、自主防災隊の役員の方をお願いします。
地区の皆さんと協力し、機材の準備、連絡体制の整備など防災活動を進めてください。

次に、工場や事業所などの管理者の方をお願いします。
危険物の点検、火元の始末や避難誘導など、応急の措置を実施してください。

広報番号	12	予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所へ呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

地震の激しい揺れは、数分続きます。

市民の皆さんは、各家庭で被害を最小限にするため、安全確保を第一に、火の始末や食料などの非常持ち出し品の確認など、地震に備えてください。

*添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書や地震に備えた対応文書を添付する。

次に、自主防災隊の役員の方をお願いします。
地区の皆さんと協力し、機材の準備、連絡体制の整備など防災活動を進めてください。

次に、工場や事業所などの管理者の方をお願いします。
危険物の点検、火元の始末や避難誘導など、応急の措置を実施してください。

広報番号	13	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害警戒本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・JR東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、地震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	14	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害警戒本部を設置し、防災体制をとっています。
 - ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
 - ・JR東海道線やバスは、運転を中止しています。
 - ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
 - ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。
- *各施設・機関の対応状況の詳細文書を添付する。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、地震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

- *添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書や地震に備えた対応文書を添付する。

広報番号	15	警戒解除宣言の発令のお知らせ (警戒解除宣言発令後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害警戒本部からお知らせします。

内閣府から発表された東海地震の警戒宣言は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、引き続き冷静沈着な行動をお願いします。

また、今後も、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、詳しい情報にご注意ください。

広報番号	16	警戒解除宣言の発令のお知らせ (警戒解除宣言発令後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市災害警戒本部からお知らせします。

内閣府から発表された東海地震の警戒宣言は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、引き続き冷静沈着な行動をお願いします。

また、今後も、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、詳しい情報にご注意ください。

広報番号	17	避難地域への避難の呼びかけ (警戒宣言発令後：避難の各国・指示発令後～状況に応じて随時)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。

一部地域の避難指示についてお知らせします。

_____地区(自治会)の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。(2度繰り返す)

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

広報番号	18	避難地域への避難の呼びかけ (警戒宣言発令後：避難の各国・指示発令後～状況に応じて随時)
発 表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難指示についてお知らせします。

_____地区（自治会）の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

広報番号	19	避難地域への避難解除の呼びかけ (避難の指示の解除発令後～状況に応じて随時)
発 表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難指示の解除についてお知らせします。

_____地区（自治会）の_____付近の皆さんへの避難の指示は、解除されました。
(2度繰り返し)

自宅への帰宅は、道路などの安全に十分注意してください。

広報番号	20	避難地域への避難解除の呼びかけ (避難の指示の解除発令後～状況に応じて随時)
発 表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難指示の解除についてお知らせします。

_____地区（自治会）の_____付近の皆さんへの避難の指示は、解除されました。

自宅への帰宅は、道路などの安全に十分注意してください。

(3) 地震発生後の段階

広報番号	21	地震発生直後の注意呼びかけ (地震発生 サイレン吹鳴 直後)
発 表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

- * 東海地震発生サイレン（手動サイレン）
サイレン15秒吹鳴、6秒休止（3回繰り返し）

袋井市災害対策本部からお知らせします。
只今、東海地方に大きな地震がありました。
海岸では、津波に注意してください。

市民の皆さん、自主防災隊及び事業所では、直ちにケガ人の救出や消火活動、危険物などによる2次災害の防止など、災害応急活動を実施してください。

今後、余震が続くと思われます。
余震は、本震ほど大きくなることはありませんが、十分注意してください。

地震の情報につきましては、わかり次第お知らせします。

広報番号	22	地震発生直後の注意呼びかけ (地震発生 サイレン吹鳴 直後)
発 表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市災害対策本部からお知らせします。

只今、東海地方に大きな地震がありました。

*添付資料：大地震（東海地震）関連情報の詳細文書を添付する。

海岸では、津波に注意してください。

市民の皆さん、自主防災隊及び事業所では、直ちにケガ人の救出や消火活動、危険物などによる2次災害の防止など、災害応急活動を実施してください。

今後、余震が続くと思われます。

余震は、本震ほど大きくなることはありませんが、十分注意してください。

地震の情報につきましては、わかり次第お知らせします。

広報番号	23	市長の市民への呼びかけ (地震発生直後～1時間以内)
発 表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害対策本部からお知らせします。

私は、袋井市長の〇〇〇〇です。

先ほどの地震により、袋井市は広範囲にわたって大きな被害を受けました。

この地震は、_____を震源域とする大規模地震であり、当市の震度は_____でした。

市では、直ちに災害対策本部を設置して全職員をあげて対応にあたっています。

(また、自衛隊に災害派遣の応援要請をいたしました。)

今後、なお余震は続くものと思われますが、自主防災隊を中心に、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

地震による被害がいかに大きくとも、市民の皆さんが勇気と熱意を持ち、力を合わせれば、私たちの郷土の復興は必ず達成できるものと確信します。

各地における救援状況、交通規制などの情報は、分かり次第提供しますので、状況を確認、冷静な行動をお願いします。

広報番号	24	市長の市民への呼びかけ (地震発生直後～1時間以内)
発 表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市災害対策本部からお知らせします。

私は、袋井市長の〇〇〇〇です。

先ほどの地震により、袋井市は広範囲にわたって大きな被害を受けました。

この地震は、_____を震源域とする大規模地震であり、当市の震度は_____でした。

市では、直ちに災害対策本部を設置して全職員をあげて対応にあたっています。

(また、自衛隊に災害派遣の応援要請をいたしました。)

今後、なお余震は続くものと思われますが、自主防災隊を中心に、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

地震による被害がいかに大きくとも、市民の皆さんが勇気と熱意を持ち、力を合わせれば、私たちの郷土の復興は必ず達成できるものと確信します。

各地における救援状況、交通規制などの情報は、分かり次第提供しますので、状況を確認、冷静な行動をお願いします。

広報番号	25	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (地震発災後～繰り返し行う) * 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。
発 表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害対策本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害対策本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・J R東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、余震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	26	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (地震発災後～繰り返し行う) * 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。
発 表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市災害対策本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害対策本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・J R東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。
- * 各施設・機関の対応状況の詳細文書を添付する。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、余震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号26の添付文書（例示：ホームページなどの文字情報）

◇交通機関（J R東海道線、バス）

全面ストップ、点検中、旅行者の対応措置、復旧見通しなど。

◇道路規制

通行不能箇所、規制箇所、通行可能箇所など。

◇都市ガス

「都市ガスは現在ガス管の被害を調査中です。ガス器具はガス会社が、各家庭のガス設備を点検し、安全が確認されるまで使用できません。」、復旧見通しなど。

◇電 気

停電地区、通電火災の注意、復旧見通しなど。

◇電 話

不通地区、特設公衆電話の設置箇所、災害用伝言ダイヤル「171」の利用、復旧見通しなど。

◇水 道

断水地区、応急給水実施箇所及び時間、復旧見通しなど。

◇下水道

被害状況に伴う水洗トイレ等の使用中止（仮設トイレ及び素堀便所等での対応）、応急復旧に伴う水洗トイレ等の使用再開日、復旧見通しなど。

◇し尿収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の仮設トイレ及び素堀便所等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のし尿収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇ごみ収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の自家処理又はごみの仮置き場への分別搬出等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のごみ収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇がれき、残骸物処理

がれき、残骸物処理時における分別（可燃物、不燃物等）搬出及び搬出先（仮置き場等）、搬出方法。

◇学 校

「〇〇小、中学校は、休校中です。」

「〇〇小、中学校は、明日から授業を開始します。給食については、地域住民の協力による炊き出しにより実施します。」など。

◇金融機関及びガソリンスタンド

営業開始日など。

◇食料及び日用品の配分

食料及び日用品の配分は、緊急物資調達先、県及び他市町村等の災害応援により大量に配分可能となった場合に、配分実施場所及び時間を広報する。

◇救急医療

救護施設の被災状況及び患者対応状況を確認し、患者の受け入れが可能な救護施設のみ広報する。

県及び他市町村等の災害応援により、あらかじめ決められた救護施設以外の場所での救護活動が可能となった場合に、実施場所を広報する。

輸血用血液が不足し、献血者を募集する場合、献血実施場所及び時間を広報する。

◇その他

各機関の要請に応じた内容を広報する。

* 災害用伝言ダイヤル「171」

N T Tでは、災害時の電話回線のふくそうを緩和するため、災害時に限定して（震度6弱以上の地震が発生したとき、又は地震以外の自然災害で電話が相当混み合っているとき）声の伝言板のサービスを行う。

伝言の登録、再生方法は、サービス実施時に「171」をダイヤルすれば、ガイダンスが流れるため、その指示に従って登録、再生を行う。

* 食料及び日用品の配分

ただし、地震対策編 第4編「地震防災応急対策」第10章「地域への救援活動」による警戒宣言発令時の対応、地震対策編 第5編「災害応急対策」第10章「地域への救援活動」及び一般対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「食料供給計画」に、配分対象となる人及び災害救助法に基づく市の実施事項等が記載されているため、事前に放送内容を十分検討すること。

広報番号	27	避難地域への避難の呼びかけ (地震発生直後：避難の指示発令後～状況に応じて随時)
発 表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害対策本部からお知らせします。

一部地域の避難指示についてお知らせします。

_____地区（自治会）の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。（2度繰り返し）

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

広報番号	28	避難地域への避難の呼びかけ (地震発生直後：避難指示発令後～状況に応じて随時)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市災害対策本部からお知らせします。
一部地域の避難指示についてお知らせします。

_____地区（自治会）の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

（４）津波注意報・警報（大津波警報）発表の段階

広報番号	29	津波注意報の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波注意報発表後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前（午後）●●時●●分、静岡県沿岸に津波注意報が発表されました。

津波の恐れがありますので、海岸付近及び河口付近には、近づかないでください。

津波到達予想時間は、午前（午後）●●時●●分頃、津波の高さは、●mの予想です。

＊ 注意情報発表直後は、全市域に放送する。

その後、注意報解除前までは、津波対応用マスト（海岸沿い5本）で、必要に応じて放送する。

注意報が解除された場合は、全市域に注意報解除の放送を行う。

広報番号	30	津波注意報の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波注意報発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前（午後）●●時●●分、静岡県沿岸に津波注意報が発表されました。

津波の恐れがありますので、海岸付近及び河口付近には、近づかないでください。

津波到達予想時間は、午前（午後）●●時●●分頃、津波の高さは、●mの予想です。

＊添付資料：津波注意報の詳細文書を添付する。

広報番号	31	津波警報（大津波警報）の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波警報（大津波警報）発表後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前（午後）●●時●●分、静岡県沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。

津波の危険がありますので、海岸付近及び河口付近にいる方は、

直ちに、安全な場所まで避難してください。

＊ 警報発表直後は、全市域に放送する。

その後、警報解除前までは、津波対応用マスト（海岸沿い5本）や津波浸水想定区域内のマストで、必要に応じて放送する。

警報が解除された場合は、全市域に警報解除の放送を行う。

広報番号	32	津波警報（大津波警報）の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波警報（大津波警報）発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール・メローねっと、SNS等	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前（午後）●●時●●分、静岡県沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。

津波の危険がありますので、海岸付近及び河口付近にいる方は、

直ちに、安全な場所まで避難してください。

資料3 - 5 - 1 情報(被害状況)報告書

様式第5号
(令和8年4月修正)

本部FAX番号
(デジタルFAX)【8099】
(NTTFAX)【43-2131】【43-2132】
【43-2115】【44-3356】

情報連絡票

受付番号(情報班)

第 号

各支部発信番号
()支部 第 号

【情報班】 又は 【各支部・各班】	通報者	住民	支部員	自主防	関係機関	その他 ()
	氏 名	連絡先(電話)				
	通報日時	令和	年	月	日	午前・午後 時 分
	通報区分	安否	・	被害	・	火災、救出 ・ 物資 ・ 情報提供 ・ その他
	場 所	ゼンリン地図 ()ページ ()の()				
	通報内容					

（※要約部分を蛍光ペン等で明示）

情報整理	対策検討案件	ライフライン等情報	対応不要案件
------	--------	-----------	--------

対応検討	市	防災関係機関	連携対応	保留
------	---	--------	------	----

【総務・ 受援対応班】	対応部署 【主担当】	★危機管理部（統括班） ★総務部（総務・受援対応班・秘書班・支援対応班・地域支援班） ★企画部（広報班・物資調達班・外国人支援班・情報班） ★財政部（経理財政班・調査班） ★総合健康部（医療救護班） ★こども若者家庭部（こども支援班） ★市民生活部（市民班・福祉班） ★産業経済部（農政班・商工班） ★スポーツ文化観光部（スポーツ文化観光班） ★環境水道部（環境衛生班・上水道班・下水道班） ★都市建設部（建築住宅班・建設班） ★教育部（学校教育班・教育保育班・教育総務班） ★議会部（議会班） ★支部 () ★警備部 ★消防団 ★その他（県・国・自衛隊・警察・ボランティア・民間 ()				
	【副担当】	() ・ () ・ ()				
	指示内容					

【対応部署】	《対応状況》	対応日時	月	日	午前・午後	時	分
《対応完了》	完了日時	月	日	午前・午後	時	分	

資料3-5-2 被害状況報告書(自主防災隊用)

(様式第8-2号)

被害状況報告書 (自主防災隊用)

自主防災隊名			伝達者名		
報告回数	第	回			
伝達時刻	令和	年	月	日	時 分
	(令和	年	月	日	時 分現在)

区 分			件 数	備 考 (詳細等)	区 分			件 数	備 考 (詳細等)
人的被害	死 者		人		田 畑 被 害	田	流失・埋没	箇所	
		行方不明者	人				冠水	箇所	
	負 傷 者	重傷者	人			畑	流失・埋没	箇所	
		軽傷者	人				冠水	箇所	
		小計	人			そ の 他 の 被 害	文教施設	箇所	
住 家 の 被 害	棟 数 世 帯 数 及 び 人 員	全壊 又は 全焼	棟		病 院		箇所		
			世帯		道 路		箇所		
			人		橋 梁		箇所		
	その他 損壊	棟		水 道	戸				
		世帯		下水道	箇所				
		人		電 気	戸				
	床上 浸水	棟		火 災	建 物		件		
		世帯			危険物		件		
		人			その他		件		
	床下 浸水	棟		り 災	り災世帯	世帯			
世帯			り災者数		人				
人									
非 住 家 被 害	官公署・庁舎等		棟		【被害程度の判断基準】 「全壊」・・・補修しても元通りにならない。 住家の50%以上の損壊				
	倉庫・ 車庫等	全壊・半壊	棟						
		一部損壊等	棟						
その他報告事項									

資料 3 - 5 - 3 被害状況報告集計表(支部用)

(様式第7号)

被害状況報告集計表 (支部用)

本部供覧		本部長	副本部長	正副本部長補佐		財政部長					
情報経路		支部(様式第8-2号の集計・報告) → 情報班 → 経理財政係(合計転記) → 財政部長(報告) → 本部長 → 統括班(回収)									
発信者	支部	氏名	報告回数		第	回					
発信日時	年	月	日	午前・午後	時	分					
	(年	月	日	午前・午後	時	分現在)					
受信者	班	係	氏名								
受信日時	年	月	日	午前・午後	時	分					
区 分	(自治会名) 自主防災隊	(	(	(	(	(	(	(	(	(	(
【合 計】		(	(	(	(	(	(	(	(	(	(
人的被害											
死者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行方不明者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重傷者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽傷者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負傷者小計	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住家の被害											
全壊	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
又は 全焼	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他損壊	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床上浸水	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床下浸水	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非住家被害											
官公署・庁舎等	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
倉庫・	全壊・半壊	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—
車庫等	一部損壊等	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—

田畑被害												
田／流失・埋没	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田／冠水	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畑／流失・埋没	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畑／冠水	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の被害												
文教施設	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病 院	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道 路	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
橋 梁	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水 道	戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下水道	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気	戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガ ス	戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
火 災												
建 物	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
危険物	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
り 災												
り災世帯	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
り災者数	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備 考												
※次の被害があった場合は、被災者の住所、氏名、被害状況を記入してください。												

資料3-5-4 被害状況報告集計表(経理財政係用)

(様式第6号)

被害状況報告集計表(経理財政係用)

本部供覧	本部長		副本部長		正副本部長補佐		財政部長		
情報経路	経理財政係(集計) → 財政部長(報告) → 本部長 → 統括係(回収)								

担 当	財政部 経理財政班 経理財政係	発信時刻	年	月	日	時	分
報告回数	第 回		月	日	時	分現在)	

区分		支 部 名	合計件数	支 部																
人的被害	死 者	人																		
	行方不明者	人																		
	負傷者	重傷者	人																	
		軽傷者	人																	
		小計	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住 家 の 被 害	棟数世帯数及び人員	全壊 又は 全焼	棟																	
			世帯																	
			人																	
	その他 損壊	棟																		
		世帯																		
		人																		
	床上 浸水	棟																		
		世帯																		
		人																		
	床下 浸水	棟																		
		世帯																		
		人																		
非住家被害	官公署・庁舎等	棟																		
	倉庫・車庫等	棟																		

田畑被害	田	流失・埋没	箇所																		
		冠水	箇所																		
	畑	流失・埋没	箇所																		
		冠水	箇所																		
その他の被害	文教施設		箇所																		
	病 院		箇所																		
	道 路		箇所																		
	水 道		戸																		
	下水道		箇所																		
	電 気		戸																		
	ガ ス		戸																		
火災	建 物		件																		
	危険物		件																		
	その他		件																		
り災	り災世帯		世帯																		
	り災者数		人																		
避難指示 指示状況	地区数		箇所																		
	避難場所		箇所																		
	人 員		人																		
消 防 機関の 活 動 (出動) 状 況	消防職員		人																		
	消防団員 (水防団員)		人																		
	小 計		人																		
産業被害金額	農業被害		千円	施設被害金額										公立文教施設		千円					
	林業被害		千円											農林水産業施設		千円					
	畜産被害		千円											公共土木施設		千円					
	水産被害		千円											その他公共施設		千円					
	商工被害		千円											小計		千円					
	その他被害		千円											被害総額		千円					
	小計		千円																		

資料3-6-1 被害程度の認定基準

〔被害の認定基準 抜粋〕（総務省消防庁災害報告取扱要領をもとに静岡県作成）R8.4月時点

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」による）	記入上の留意事項
人的被害	共通		○ 被害者の居住する市町と被害発生場所の市町が異なる場合は、被害発生場所の市町が計上する。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者	○ 当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として計上する。
	負傷者	重傷者 当該災害により受傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者	○ 「重症」「中等症」「軽症」と混同しないこと（傷・症）。 ○ 状況（場所や原因）について詳細を記入する。
		軽傷者 当該災害により受傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者	○ 負傷程度・部位・加療期間について、可能な限り診断した医師又は病院等から正確な情報を得て適切に計上すること。 ○ 状況（場所や原因）について詳細を記入する。
建物被害	住家・非住家被害【共通】	「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。 「非住家」とは、住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとし、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを計上する。	○ 別荘・空き家等で、現に人が居住していない場合は、「非住家」となる。 ○ 通常「非住家」と認められる店舗や倉庫等であっても、人が居住している場合で、当該居住部分に被害が生じた場合は、「住家被害」として計上する。 なお、店舗や倉庫等のみの被害の場合は「非住家」として取り扱うが、両方に被害が及んでいる場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 また、店舗併用住宅や店舗複合型マンション等についても同様とする。 ○ 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は、母屋とは別に各1棟として取り扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。 また、二つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合にも各1棟として計上する。 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は「1」とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ○ 必ず、被害人数を入力する。
	住家被害	全壊 住家が、その居住のための基本的機能を喪失した、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	○ 災害発生時に「全壊」と判断された場合でも、時間の経過と共に詳細な判断が可能となり、「半壊」と認定された例がある。報告時点において最も現状に即した被害を報告すること。
		半壊 住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失した、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	○ 屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として取り扱う。
		一部破損 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	○ 屋根瓦が落ちたような場合は「一部破損」として扱う。
		床上浸水 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	○ アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は次のように取り扱う。 ① 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 ② 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に計上し、2階以上に居住する世帯数は、「床下浸水」に計上する。
		床下浸水 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	○ 店舗・事務所等複合型マンションで2階建て以上の建物の被災世帯は、1階部分の店舗等が床上・床下浸水したとしても、2階以上に居住する世帯数を「床下浸水」として計上する。
	非住家被害	公共建物 役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用又は公共の用に供する建物とする。	○ 「建物」とは、建築基準法第2条に規定する建築物及び特殊建築物とする。 ○ 全壊、半壊のみ記載する。
		その他 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	○ 学校教育法第1条に規定する学校の建物被害とする。 ○ 一つの学校内で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、1箇所として計上する。
	病院	医療法に規定する「病院」とする。	○ 20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであって、診療所等は含まない。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	○ 高速自動車国道、一般国道、県道、市町道等の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設は含むが、農業用道路や林道等は含まない。 ○ 次の被害について計上し、冠水は含まない。 ① げけ崩れ等による道路の埋没 ② 土砂流出等による道路の陥没 ③ 土砂流出等による路肩の崩壊 ④ その他
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	○ 橋長が2メートル以上の次の被害について計上する。 ① 橋桁の落下又は相当程度の被害 ② 橋を支える橋台の破損 ③ 橋を支える橋脚の破損 ④ 河川の増水等による越水

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」による）	記 入 上 の 留 意 事 項
その他被害	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	○ 次の被害について計上し、溢水は含まない。 ① 全壊（施設の損壊が甚だしく、補修では機能が回復しない程度の被害） ② 半壊（施設の損壊が甚だしいが、補修により機能が回復できる程度の被害） ③ 破堤による堤防外への水の流出 ④ 決壊に至らない堤防等の破損
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。	○ 主な施設は次のとおり ① 水域施設 航路、泊地及び船だまり ② 外かく施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう（閘）門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 ③ けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船杭、栈橋、浮き栈橋、物揚場及び船揚場 ④ 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート ○ 「漁港」は「港湾」に含まない。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	○ 主な施設は次のとおり ① 砂防ダム 有害土砂を貯砂、調整する目的で溪流を横断して築造される構造物で、高さが5メートル以上のもの。 ② 流路工 溪流の縦横浸食によって土砂生産が行われる場合に、護岸工床固工の併用により水路を固定し、縦横浸食を防止する構造物。 ③ 床固工 溪流の浸食防止および溪床の不安定な土積土砂の移動を防止する目的をもって溪流を横断して築造される構造物で、高さが5メートル未満のもの。 ④ 水制工 溪流に向かって河岸より突出し、対岸に達していない構造物。 ⑤ 山腹工 荒廃した山腹を階段石積工、植栽工等で安定させたもの。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。	
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落など、斜面表層の土砂や岩石が地中のある面を境にして滑り落ちて人若しくは建物に被害を及ぼし、また、道路・交通等に支障を及ぼしたものとす。	○ 流出土砂等が容易に撤去できる等、ごく軽微な被害については計上せず、倒木等も含まない。 ○ 人若しくは建物に被害がなく、道路・交通上も支障がない場合でも、その崩落・崩壊が概ね50立米を超えるものについては報告する。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	○ 次の被害により汽車、電車等の運行が不能になった区間数を計上する。 ① がけ崩れ等による線路の崩落、埋没及び破損 ② 大規模な線路及び地盤の流出 ③ 築堤崩壊による小規模な地盤の流出 ④ 鉄橋の流出及び相当程度の被害 ⑤ 列車の脱線 ⑥ 架線の切断 ⑦ その他
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	○ 累計値ではない。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	○ 発信規制により電話がかかりにくい状態となった場合は含めない。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	○ 累計値ではない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	○ 累計値ではない。
火災被害	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	○ 累計値ではない。
	共通	火災発件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
	建物		○ 「建物」とは、建築基準法第2条に規定する建築物及び特殊建築物とする。
	危険物		○ 「危険物」とは、消防法第2条に規定する危険物とする。
	り災世帯数	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯数とする。	○ 一部破損及び床上浸水の場合は計上しない。 ○ 寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて取り扱う。
	災害対策本部設置		○ 災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部の設置回数を計上する。
	消防職員出動延人数		○ 消火活動や救出・救助活動、救急搬送等で出動した消防職員の延人数を計上する。※全災害について記載する。 ○ 待機していた職員は含まない。 ○ 県内各消防本部が担当する。
	消防団員出動延人数		○ 消火活動や救出・救助活動等で出動した消防団員の延人数を計上する。※全災害について記載する。 ○ 待機していた職員は含まない。 ○ 県内各市町が担当する（消防本部が担当する場合は引継ぐこと）。

資料3-6-2 被害速報(随時)

(県地域防災計画資料編Ⅱ7-2より)

(県危機対策課)

1 人的被害

2 住家被害

3 その他の被害

非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・港湾・

漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・

船舶・その他 ()

の被害

(該当項目に○印)

供 覧											
情報源	住 民	消防団		自主防		確 認	確認済 (どこで)		警察		
	その他 ()						未確認	その他			
	市町名		調 査 者		課		発 信 者		発 信 時 間	月	日 分
	第 号									時	分
方面本部名			受 信 者			発 信 者		発 信 時 間	月	日 分	
	第 号								時	分	
本部	第 号		受 信 者			受 信 時 間	月	日 分			
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在									
発生	日 時										
	場 所										
	原 因										
状 況											
(人的被害)											
・ 被害者の住所氏名											
・ 年令等											
(住家被害)											
・ 居住者名											
・ 避難状況等											
(その他の被害)											
・ 路線、河川名											
・ 被災延長、崩土量											
・ 規制内容											
・ 復旧見込等											
死 者	行方不明	負傷者		全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水			
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟			
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯			
		計	人	人	人	人	人	人			
この情報は		警第 号		で記者発表 済		未 発 表					
		その他 ()									

資料3-6-3 災害定時及び確定報告書

(県地域防災計画資料編Ⅱ7-4より)

様式第4号

(県危機対策課)

供 覧																
被 害 報 告 受 信 簿										整理 検印 報告						
(市町村 第 報)										月	日	時	分現在			
発信者	市町 方面本部 機 関			受信者				受信時刻	月			日	時	分		
災 害 発 生 の 日 時				月										日	時	分
災 害 発 生 の 場 所				市 町 村												
災害対策本部設置状況				開設	月	日	時	分	廃止	月	日	時	分			
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考						
人的被害	死 者	人			その他	鉄道不通		箇所								
	うち災害関連死者	人				被害船舶		隻								
	行方不明	人				水 道		戸								
	負傷者	重 傷	人			電 話		回線								
		軽 傷	人			電 気		戸								
住家の被害	全 壊	棟				ガ ス		戸								
		世帯				ブロック塀等		箇所								
		人			り災世帯数		世帯									
	半 壊	棟			火災発生	り 災 者 数		人								
		世帯				建 物		件								
		人				危 険 物		件								
	一部損壊	棟			そ の 他		件									
		世帯			公 立 文 教 施 設		千円									
		人			農 林 水 産 業 施 設		千円									
	床上浸水	棟			公 共 土 木 施 設		千円									
世帯		その他の公共施設		千円												
人		小 計		千円												
床下浸水	棟		公共施設被害市町村数		千円											
	世帯		その他	農 産 被 害		千円										
	人			林 産 被 害		千円										
非住家	公共建物	棟		畜 産 被 害		千円										
	その他	棟		水 産 被 害		千円										
その他	田	流出・埋没		ha		商 工 被 害	千円									
		冠 水	ha		そ の 他		千円									
	畑	流出・埋没	ha		被 害 総 額		千円									
		冠 水	ha		避難 指示 の状況	地 区 数		箇所								
	学 校	箇所		避 難 場 所		箇所										
	病 院	箇所		避 難 人 員		人										
	道 路	箇所		消防職員出動延人数		人										
	橋りょう	箇所		消防団員出動延人数		人										
	河 川	箇所														
	港 湾	箇所														
	砂 防	箇所														
	清掃施設	箇所														